



片平北門会館ユニバーシティ・ハウス片平
(旧北門食堂跡)

ンバスのエクステンション教育研究棟も、すでに復旧工事が終わり、今では大震災前と変わることなく教育・研究が行われております。仙台の街中を歩いても、大震災の痕跡を見出すことはほとんどないようにも見受けられます。しかし、青葉通りから大橋を渡り、脇櫓付近から仙台城址方面へと向かう道路は、石垣の一部が大震災で崩壊したまま復旧しておらず、一般車両の通行止めが続いております。また、川内キヤンバスからさほど遠くない住宅地でも被害の復旧が進んでいないところがありますし、東北新幹線で東京方面へ向かい、仙台駅を発車後しばらくして、ほぼ線路直下に仮設住宅群があるのを目の当たりにすると仙台の市街地にいても、被災地の現実が決して楽観できるものでないことを実感いたします。私たちは、被災地に位置する大学の教職員として、復旧・復興に向けて知と力を結集し、また、在学生たちも、引き続きボランティア活動に取り組むなどしております。

平成二四年八月には宍戸邦久教授（地方行財政）が総務省から、村上堅治教授（農業法・農業政策）が農水省から、同年九月には柳淳教授（外交）が外務省から、本年四月には深沢正志教授（知的財産法）が特許庁から、糠

前任の水野紀子法学研究科長・法学部長の後を受けて、四月一日より法学研究科長・法学部長を拝命し、法学部同窓会長を務めることとなりました。微力ながら、同窓会の発展のために尽くしたく存じます。今後二年間、何卒よろしくお願い申し上げます。

平成二三年三月一日に発生した東日本大震災から二年以上が経過した今も、同窓会員の皆様に心よくお見舞いを申し上げるとともに、この大震災の後、同窓会員の皆様からいたいた物心両面にわたる暖かいご支援につき、この場をお借りし、改めて篤く御礼申し上げます。お陰様をもちまして、大震災により損傷を受けた川内キヤンバスの法学部棟も、片平キヤ

東北大法同窓会 会報

第40号
東北大法同窓会

〒980-8576
仙台市青葉区川内学部内
東北大法
Tel・Fax 022-795-6181
発行日 平成25年7月20日

印刷所
株式会社廣済堂



川内だより 会長 渡辺 達徳

の異動近況につきご報告いたします。

研究大学院では、平成二四年一〇月一日に飯島淳子准教授（行政法）が、また、平成二五年二月一日に大塚元准教授（政治学史）が、それぞれ教授に昇任されました。一方、ご退職は、平成二四年七月三日に菅原泰治教授（総務省）、平成二四年九月三〇日に河崎祐子准教授（倒産法）（信州大学法曹法務研究科准教授）、平成二五年三月三一日には大西仁教授（国際政治学）（定年）、千壽哲郎教授（知的財産法）（特許庁）、辻村みよ子教授（憲法・比較憲法）（明治大学法科大学院教授）、牧原出教授（行政学）（東京大学先端科学技術研究センター教授）の先生方でした。大西教授は、本年四月一日付で本学名誉教授となられました。

平成二四年八月には宍戸邦久教授（地方行財政）が総務省から、村上堅治教授（農業法・農業政策）が農水省から、同年九月には柳淳教授（外交）が外務省から、本年四月には深沢正志教授（知的財産法）が特許庁から、糠

会報

塚康江教授（憲法）が関東学院大学法学部教授から、北島周作准教授（行政法）が成蹊大学法学部准教授から、今津綾子准教授（民事訴訟法）が京都大学学院博士後期課程院生から、それぞれ本学の研究教育活動を担われるスタッフとして採用され着任しております。

助手・助教等の動きにつきましては、

本年三月二一日に岡道広助教（東北大

学法学研究科特任フェロー）、河北

洋介助教（名城大学大学院法学研究

科准教授）、猪瀬貴道助教（北里大

学一般教育部准教授）、川村一義助

教（山形大学人文学部講師）の各氏

が本学を離れ新天地での研鑽に励んで

おります。一方、本年四月、東北大学

法学研究科COEフェローから三隅多

恵子氏が本学講師へ、薛軒群氏が本学

助教へ、東北大学法学研究科特任フェ

ローから中村逸春氏が本学助教へ、そ

れぞれ採用されました。

かつて本学部で教鞭を取られた名誉

教授の先生方の表彰、叙勲等の誠にお

めでたい報が続きましたのでご紹介い

たします。まず、小田滋名譽教授が、

平成二四年度の文化勲章を受章されま

した。小田先生は、一九五〇年から

一九八五年までの間、東北大学法学部

で講師・助教授・教授としてご活躍さ

れ、一九七五年から二〇〇三年まで、

裁判所の裁判官を務められて、国際紛争の解決に多大な貢献をなさいました。また、平成二四年秋の叙勲において、法学部同窓会副会長でもある阿部純二名誉教授と、元法学部長の太田知行名誉教授が、揃って瑞宝中授章を受章されました。いずれも長年にわたる教育研究上のご業績が認められたものであり、受章を中心お祝いするとともに、今後ますますのご健康・ご発展をお祈りいたたく思います。

次に、法学部・法学研究科における研究教育活動についてお知らせいたし

ます。

法学部の入試状況を見ますと、東日本大震災の翌年（平成二四年）に減少

した一般入試の志願者数は、今年、や

や回復傾向に転じました。在学生たち

も、法学・政治学的素養を身に付けた

「法政ジェネラリスト」を目指すとい

う東北大学法学部の教育理念を体現す

べく勉学に勤しみ、かつ、伸び伸びと

キャンパス・ライフを送つております。

職状況が必ずしも良いとはいえない昨

今も、各々が社会に活躍の場を見出し

て学窓から巢立つていつております。

伝統的に公務員分野への就職者が多い

のが法学部卒業生の特徴であり、また、

法科大学院及び公共政策大学院への進

学者数も順調に推移しております。

研究面では、平成二〇年度から実施

されてきた東北大学グローバルCOE

プログラム「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」は、大きな成果をあげて、今年三月に五年間の実施期間を終了いたしました。このプログラムは、若手人材の育成を再重要な目標の行名誉教授が、揃って瑞宝中授章を受章されました。いざれも長年にわたる教育研究上のご業績が認められたものであり、受章を中心お祝いするとともに、今後ますますのご健康・ご発展をお祈りいたたく思います。

次に、大学大学院法学研究科と海外パートナー機関（現在一〇機関）が共同で学生の指導に当たる博士課程であり、三年間の博士課程の中の少なくとも一年間は国外の機関で履修し、東北大学及び海外パートナー機関の双方に博士論文（原則として英語）を提出して、両

機関から博士の学位を取得すること（ダブル・ディグリー取得）を目指す

ものです。これまでに、東北大学は、

三〇人を超える海外パートナー機関か

らの留学生を受け入れ、そのうち一二

人が、すでにダブル・ディグリーを取

得しています。この国際共同博士課程

は、グローバルCOEプログラムが終了した後も、大学院法学研究科における一課程として継続し、今後も、国際交流の一翼を担うことが期待されています。

一方、現代社会に対応した法曹養成

機関として期待され発足した法科大学

院は、その修了後に受験する司法試験

とともに、制度的に大きな曲がり角を迎えていくよう見受けられます。全

国的に見て、法科大学院の志願者数及び入学者数は、平成一六年の法科大学

院設置の後、ほぼ減少の一途をたどり、

その傾向は、東北大学法科大学院にお

いても例外ではありません。その原因

は、法科大学院修了者の司法試験合格率が、当初の予定より遙かに低いこと（七〇～八〇%の合格率と予想されていましたが、実際には二〇%台）、司法試験合格者が増加したことにより、弁護士資格を取得しても、開業し、収入を得る途が保証されないこと、法科大学院在学中及び司法修習中における経済的負担、などにあるといわれております。しかし、そして国際化・多様化・高度化の進む現代社会において、優れた法曹の需要が低下したわけではありません。むしろ、法曹志願者の減少という現実を直視した上で、東北大学法科大学院としては、時代に即した高度な法科大学院教育、そして、修了者たちが法曹となつた後も継続的に専門職業人教育を受けられるような仕組みを早急に案出し、実施することを目指しています。

最後に、大学のキャンパス及びその周辺の近況に話題を転じたいと思います。

法科大学院・公共政策大学院の授業が行われる片平キャンパス・エクステンション教育研究棟の竣工、全学教育科の授業が行われる川内北キャンパスの整備完了に続き、本年度の後期から、法学部の専門教育科目の授業が行われる川内南キャンパス講義棟が新築工事に入りました（文科系

総合研究棟二号館新宮工事）。丸一年

以上に及ぶ工事が予定されておりましたが、その完成後は、最新のAV設備等を備えた講義室のほか、法学部をはじめとする文科系四学部が共用する国際交流関係スペースが設けられる予定であります。在学生の勉学環境が一段と改善されることが期待されます。また、仙台駅を中心に東西に走る仙台市地下鉄東西線が、平成二七年度に開通し、川内北キャンパス付近に駅が設けられる予定となっていますので、アクセスの向上も見込まれます。毎年一〇月（今年は十二日（土）予定）に行われる「ホームカミングデー」の際に、また、折にふれての来仙の機会に、ぜひ、キャンパスにお立ち寄りいただき、学生及び教職員との交流を深めて下さるよう願っております。

東北大学法学部同窓会の会員数は、平成二四年五月現在で、総計一万七千人を超えた。そして、今年四月、法学部及び法学研究科は、新たに二百数十名の入学者を迎えております。私たち教職員は、諸先輩が築いてこられた歴史と伝統を大切にしつつ、新たな時代に向けての教育研究に力を尽くす所存であります。同窓会会員の皆様には、より一層のご支援及びご指導を賜りますようお願いするとともに、皆様のますますのご健勝を心よりお祈り申し上げます。

が、その完成後は、最新のAV設備等を備えた講義室のほか、法学部をはじめとする文科系四学部が共用する国際交流関係スペースが設けられる予定であります。在学生の勉学環境が一段と改善されることが期待されます。また、仙台駅を中心に東西に走る仙台市地下鉄東西線が、平成二七年度に開通し、川内北キャンパス付近に駅が設けられる予定となっていますので、アクセスの向上も見込まれます。毎年一〇月（今年は十二日（土）予定）に行われる「ホームカミングデー」の際に、また、折にふれての来仙の機会に、ぜひ、キャンパスにお立ち寄りいただき、学生及び教職員との交流を深めて下さるよう願っております。

25年度同窓会総会のご案内

〈同窓会本部・宮城支部 合同総会〉
日時：11月15日（金）18時～
会場：ホテル法華クラブ仙台
TEL 022-224-3121
会費：@5,500円
連絡先：同窓会事務局
TEL/FAX：022-795-6181
E-mail : dosokai@alumni.law.tohoku.ac.jp

〈東京支部会総会〉
日時：11月8日（金）18時～
会場：東京神田・学士会館
TEL 03-3292-5936
会費：@7,000円
連絡先：澤田淳事務局長
TEL/FAX：045-313-4833
E-mail : sawada@pronet-jp.com

〈秋田支部総会〉
日時：7月24日（水）
〈北海道支部会総会〉
〈法科大学院部会総会〉
日時共に：8月23日（金）
〈福島支部総会〉
日時：10月25日（金）
〈新潟支部総会〉
日時：11月9日（土）
〈大阪支部総会〉
日時：平成26年1月24日（金）

平成24年度 卒年別 会費納入会員数

卒年	昭12	16	17	18	19	21	22	23	24	25	26	27	旧28	新28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
会員数	1	5	4	1	6	5	4	10	1	6	10	11	20	19	26	25	38	39	29	42	59	50	32	33	47	16
卒年	昭41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平1	2	3
会員数	31	23	46	25	27	32	29	34	22	29	16	30	15	26	19	25	18	23	17	13	18	10	12	12	16	29
卒年	平4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	院卒	新院生	新学生	合計	
会員数	12	7	15	11	4	11	4	14	5	6	2	3	9	3	8	3	7	8	10	6	7	8	27	111	1437	

1. 35年卒が最高でした。

2. 平成卒の方のご協力をお願いいたします。

※「院」…全ての大学院卒業・修了者を対象

文化勲章にとつての名誉

——小田先生の受勲をお祝いして——

東北大学名誉教授 樋口 陽一

小田名譽教授は昨年十一月文化勲章を受章されました。先生のご業績については先に文化功労者に選出された際の同窓会報第三十五号にご紹介いたしました。(同窓会ホームページで掲載号を読むことができます)。昨年の東京支部会席上、樋口名譽教授からお祝いを兼ねてのエピソード紹介があり出席者一同感銘を新たにいたしました。今回あらためてお祝いの文章を頂きましたので、会員の皆様にご披露し、喜びを共にしたいと思います。

小田滋先生に文化勲章という

ニュースが報道されるや否や、門違いながら「友人代表」としてお祝いの言葉を申し上げる名

小田助教授であった。それは当時の貧しい日本の貧しさ

ではないか」という穏然とした大学觀を示している。

といったタイミングで旧友から誉ある機会に恵まれた。六十年

前の一学生を先生が「友人」として遇して下さることを誇りに

そのことは、先生のご両親についての比較の一文をのせて頂いたが、「弟子」を僭称してきた者の義務の一端を果たしたこ

とに至ったかどうか、それは判らない。

電話があり、彼は真顔で(声か

らわかるのだが)「君、文化勲章というのは一度もらえるのか?」と訊くのだった。まことに、先生と文化勲章との組合わ

うことは多少とも国際的な場での仕事を多くする部類に属するようになつたについては、有形無形

のうちに私は、法学部教授会で

して感謝の思いを述べ、お祝い申し上げたことで

世界への小窓を垣間見させてくれる、眩しい存在なのだつた。

第二、同僚としての先生。同僚としての先生と席を同じく

して頂けるならば「友人」として頂けることにはならない。

小田先生は背中を押して下さったからこそだ、という思いを今あらたにする。私が生まれて始め

ては多少とも国際的な場での仕事を多くする部類に属するようになつた時代に、「官学共同」という言葉

が批判的な文脈で言われること多かった時代に、「外務省に役に立つ国際法学でなくては」、

て国際学会の一隅に参加したのも憲法裁判を主題とするコロキアムだったが、それは先生のお立場から少なくなかった。だがその一方で、大学という文化の独立と尊厳については、ゆるが

の名譽」という言い廻しが、このたびの慶事ほど当てはまる

ど夢のまた夢だった時代、国外に出るには一回ごとの旅券と外のマックス・プランク研究所で

貨物の申請が要る時代のことである。外国出張をくり返しては、取り計らいによるものだった。

先生と比べても――という言い廻しは失礼になるが――恥しい

年のはじめに、国際法協会(I.L.A.)日本支部の会員である國際法学者と外交官を主体とする

講義の話の合間に生き生きした

二十七年間のハーフ滞在を終え

て帰国され、大学とそれを取り思ふ。先生のレンタカーでス

受章祝賀会が開かれ、私は、専エピソードをサラリと語つて下

る。「賞を受ける受賞者の名前より第一に、恩師としての小田先生。何より第一に、恩師としての小田先生。」

戦後数年しか経たず、留学など夢のまた夢だった時代、国外に出るには一回ごとの旅券と外のマックス・プランク研究所で

貨物の申請が要る時代のことである。外国出張をくり返しては、取り計らいによるものだった。二十七年間のハーフ滞在を終えて帰国され、大学とそれを取り思ふ。先生のレンタカーでス

妻が、二十六歳の異国の大学院生を「Odaの弟子か」と親しく遇して下さったのは、専門違いの私にとつて分に過ぎたことで、

妻が、二十六歳の異国の大学院生に苦言を呈された。一文のごく一部だけを引用するが、例えば、「大学に効率化や生産性を求める成

イスのリゾートに一泊したこと
もあった。そういう中で、遊び
の「こころ」、忙中に閑をひね
り出す術を、及ばずながら習つ
たような気がする。九十歳近く
の高齢になられた昨今、学士院
で同僚として席を再び共にする
ようになつた私にとって、そ
れは変わらない。

いちばん大事なことを最後に
書いておきたい。先生は二十七
年のハーネス在任中、驚くべく多
い個別意見を書かれ、ご自分の
見解を徹底して、かつ明快につ
らぬく個性の強さを世界に向け
て発信された。同時にしかし、
先生ほど、主張や立場や国境や
地位のちがいを越えて広い人脈
を耕し、本当の意味でのソーシア
ビリティを身につけた達人は、と
うてい見出しがたい。多くの日
本人、そして集合としての日本
国にとつてどう仕様もないほど
苦手なこの二つのことを、同時
に軽やかに果たしてこれらた先
生が、奥様ともどもご健康でそ
のすがたをお見せつづけくだ
さることを。

講演要録



「行政法との出会い」

東北大学名誉教授・前最高裁判事 藤田 宙 靖

本稿は、平成24年4月6日、法学部新入生に対して行われた
オリエンテーションにおける講演の要録です。

(はじめに)
皆さん、こんにちは。ご入学
おめでとうございます。

今、水野先生から紹介頂きましたように、私は昭和四十一

年（一九六六年）十月から
三十六年間、東北大学法学部で
教鞭を執って参りましたが、平
成十四年九月三〇日に突如最高
裁判事として招聘され、以来七
年半。平成二十二年四月五日、
定年退官いたしました。ですか
ら今日は私の誕生日ということ
になります。

東北大学のこの新入生歓迎会
の講演というのは過去何十年と
続いておりまして、法律学とか
実務界の先生方を全国からお招
きして開催しております。

私が法学部教授だった頃、私
の大學生時代の先生でもあり、最
高裁判事もなつた田中二郎先
生にもお願いしたことがありま
した。その意味で、私にとりま
しては大変懐かしい場でもあり
ますし、また立場が変わってこ
うしてこの壇上におられるこ
とは、大変光栄なことであります。
さて、本日何を話すべきかと
いうことですが、実はいささか
苦慮いたしました。新入生歓迎
の場での講演ならば、当然、こ
れから法律を学ぼうとする人に
「良き法学部生」「良き法律家」
になるためにはどのようなこと
を心がければ良いかということを。

を話すべきですけれども、実は
私はその手の話は大の苦手であ
ります。

一つ目の理由は、私は学生の

頃に、坊主と教師と裁判官にだ
けはなりたくないと公言してお
りまして、他人からエラそうに
言われるのが私自身大嫌いでし
たし、逆にそういうことをして
嫌われることはもっとイヤだと
思っていたからでした。しかし、
たつをやつてしまつて、残るのは
もう坊さんだけです。

二つ目は、私の法律家として
の生き立ちが、なんともいい加
減なもので、とても、はじめて
法律学を勉強しようと思つて
入ってきた人たちに対して模範
になるようなものではないから
です。

そこで今日は、決して良い模
範としてではなく、およそ法律
とか法律というものに関心が
なかつたのに大学に入つてしま
つた者が、どうして法学部の
教授になり最高裁判事になつて
しまつたかとということをお話し
したいと思います。そしてその
中から、皆さん、それぞれの
関心に応じて何か得ていただけ
ることがあればと思い、私の今
までの道をお話しすることに
いたします。

(大学への入学と法学部への進学)
お手元に『法律学とのおつき
あい』というタイトルのレジュ
メを用意いたしました。これに
沿つて話を進めます。

私が高校生だったのは昭和
三〇年代ですが、この時代とい
うのは我が国の高度経済成長が
始まつたころです。ソ連によつ
て初の人工衛星が打ち上げられ
たときでもあり、まさに科学技
術ブームに湧いていました。

私の出身高校では、多少でも
成績の優秀な者は多くは、理科
系を目指しており、私も当然の
ように理科系進学コースに属し
ておりました。ところがいざ大
学入試を迎えるころになつて、
理科系に進んで本当にやつてい
けるのだろうかと自信が持てな
くなつてしまつたのです。私は
理系に進んで本当にやつてい
れるのだろうかと自信が持てな
くなつてしまつたのです。私は
理系といつても化学や地学は
強かつたけど、物理や数学が少
し弱かつた。少なくとも、この
分野では私よりもはるかにでき
る者が沢山いたのでした。

一方で、英語や国語、社会と
いった科目は、好きだというの
ではあります。そしてその
中から、皆さん、それぞれの
関心に応じて何か得ていただけ
ことがありますればと思い、私の今
の道をお話しすることに
きました。

ところが困つたことに、文科

系に進むにはどうしたらよいのか、法学部とか経済学部というのはそもそもどんなことをやるところなのかよく分りませんでした。一方、文学部についても文学と文学部の区別すらついていなくて、文学部を出るということは作家になるということのかとか、今までいうオタク的な者のいるところじゃないかとか偏見がありまして、こちらも気乗りがしない。本当の学問はやはり理科系だろうという思いが抜けきれなかつたのです。悩んだ挙句に、無理矢理に自分を専攻するという結論でした。

当時私が考えていた文化人類学というのは、インカとかマヤ

といつた古代文明の遺跡を発掘したり、ニューギニアなどの未開部族を訪ねてその生活を調査するといった、一種考古学的なあるいは人文地理的な研究をする学問だろうということで、私は地質学や鉱物が好きでしたし人文地理には大変関心がありましたから、そうした学問ならなんとかやっていけるのではないかと考えたわけです。

私は東大に入ったのですが、教養学部教養学科に文化人類学の専攻課程がありましたので、進学希望は「教養学部教養学科で文化人類学をやる」というこ

ところが、当時は入学した者はすべてがまず教養学部で学び、専門の課程に進むのは三年生になつてからとなっていたのです。文科系を目指す人は、まず入学時に文科Ⅰ類またはⅡ類を選択します。Ⅰ類は主に法学部か経済学部、Ⅱ類は主に文学部への希望者が入るもので、文Ⅱから法学部へ入るのは大変難しかつたのですけれども、教養学部教養学科というのは、文Ⅰからでも文Ⅱからでも進学することができますが、これがやさしかつたのです。文Ⅱを受けた方がやさしかつたのですが、あえて文Ⅰを受験して合格しました。

そもそもこのあたりからしていい加減だったのです。あえて言えば、難しい方から入るといふのは一種の見栄でしようね。それにいざとなれば食いつぶしそうに本気で文化人類学を狙えるということもあつたでしょう。さらに、文化人類学といつても、それほど本気ではなかつたようで怪しきものではありました。

そうしたいい加減な気持ちで大学に入ったのですから、大學の授業がさっぱり面白くなかった。文Ⅰの法学・経済学・政治学といつたものは無味乾燥で、これに対して数学とか化学といった理科の科目が断然面白くなく、理科系の授業が終了になると、理科系の授業が終了になると、

ところが、当時は入学した者はすべてがまず教養学部で学び、専門の課程に進むのは三年生になつてからとなっていたのです。一方で、首尾よく大学に入れただから、高校までに体験したことのない運動部に入つてみたいという願望をもつていました。ただ、野球とか当時流行の卓球などは、中学時代からやつていてセミプロみたいなのがいましたから、私のようなものが入つてみても一向に相手にされまいと考えて、見つけたのが弓道でした。こちらはこれまでやつてきた者が少なく、大方が大学に入ってから始める。これら私も対等な立場に立てるだらうと思い、「弓術部」に入部したのでした。これが運の尽きで、すっかりはまつてしまつたのです。以後三年間、朝から晩まで弓を引く生活となつてしまつました。

ご承知のように、東大教養学部は目黒の駒場キャンパスで過ごし、三年生になつてはじめて本郷キャンパスに移るのです。が、当時の駒場の弓道場は大戦後出来た掘立小屋に毛の生えた本郷の道場は戦前からあつて、文化財に指定されてもおかしくない威風堂々の立派なものです。

日々の生活を弓道場で送つてゐるうちに私は本郷の道場で毎日弓を引きたいという思いを止めた。ところが、教養学部教養学科は駒場にありますから、そこに入れば本郷には行けない。そこで、三年生の進学は迷うことができました。

ところで、先ほども言いましたように、私は教養学部時代の法学といふものには全く興味がわきませんでした。この当時は、久保正幡先生という当時の日本の西洋法制史学を代表するえらい先生が担当しておられたのですが、そんなことはまったく気が留めませんでした。講義の内容は「法とは何か」「法と道徳の違いは何か」といったようなものでした。が、ただただ眠気を誘うだけのものであります。それでは全く法律学に興味がなかつたかといいますと、必ずしもそうではなくかった。当時の東大では、教養学部時代でも二年生の後半から専門課程の講義が始まつたのですが、その中にのちに最高裁判事をされた団藤重光先生の『刑法総論』がありました。

この講義は、「構成要件論」とか「責任論」等々といつた、刑法を勉強すればまず最初に覚える言葉が出てくるのですが、これら刑法の最も基本的な問題

について、極めて理論的体系的に、ご自分の考え方を熱をこめて滔々と話される講義で、私はつい引き込まれ「なるほど法律学というものはこういうものか」と初めて感じたのでした。そこに団藤先生の学者としての物の見方、生きざま、人となりを垣間見ることができたようになりますが、今振り返つてみると「これが大学で法律を学ぶことの意義なのだ」と、自分なりに理解した瞬間だつたような気がします。

さて、こんな経緯もありましたが、私の法学部生としての生活は相変わらずいい加減なものであります。そもそも、本郷の弓道場で弓を引くために法学部に入つて来たようなもので、とりわけ、行政法などはやたら技術的で全く面白くない。加えて行政法の時間は、なぜか決まって第一回限目におかれていました。そんな私が、大学で行政法の研究をする道に入つて学者になるのは、摩訶不思議なこ

とであります。しかし、そのきっかけは、三年の後期のときのゼミの選択にあつたと思つています。ゼミは必ずしも必修とはされていなかつたのですが、大体なにか一つとるのが普通でしたので、何をとるか考えてみました。別に深い考えを持つていたわけではありません。憲法・民法や政治学などのメジャーな分野のゼミは、えらい先生と司法試験や公務員試験を狙う真面目な学生ばかりのように見えました。団藤先生のゼミなどは、私が法の担当は当時教授になられたばかりの雄川一郎先生で、講義はさっぱり面白くはなかつたのですが、若くて小柄な先生には何となく気やすさを感じていました。

した。そして、あんなに面白くない講義をする先生のところに真面目な学生が集まるはずがない、いい加減な理由をつけてゼミに入ったのでした。

(研究者への道)

さて、次の「研究者への道」ということになります。私が大学を卒業したのは、一九六三年・昭和三八年で、日本は高度成長の真只中にありまして、好景気が続き、東大法学部卒業というと引く手あまたとい

う時代。特に、鉄鋼や石油化学などが人気でした。もちろん、霞が関の官僚を目指す者も大勢いたのですけれども、一方で司法試験をうける者はそう多くはない。まして、研究者を目指す者などはほとんどいませんでした。

た。四年生になったとき、法学部長をされていた商法の石井照久先生が四年生を全部集めて就職に向けての講話をされました。その中で、就職状況を嘆かれて、これから日本を背負つて行く諸君のなかで、司法界を目指すあるいは研究者の道を目指そうという者がかくも少ないと、心ある者はそのような道があることをぜひ念頭において欲しい、と心打たれるお話をなさいました。

私は自身は、三年までろくな強もしていなければなりません。それで、こんな自分がこのまま社会に出てよいのだろうか、内心忸怩たるものがありました。加えて親戚が政界だとか実業界に沢山いて、この人たちの日常を見ていると、そういう世界に飛び込むのはいやだという気持ちが強くありました。しかしと

問題は、入学試験に合格できるかどうかでした。当時の東大法学研究科には東大法学部から久先生が四年生を全部集めて就職に向けての講話をされました。その中で、就職状況を嘆かれて、これから日本を背負つて行く諸君のなかで、司法界を目指すあるいは研究者の道を目指そうという者がかくも少ないと、心ある者はそのような道があることをぜひ念頭において欲しい、と心打たれるお話をなさいました。

自分は学者になろうというのではなく、これまで不勉強だったからもう少し大学で本気に勉強してみたいだけである。心ある者はそのような道があることをぜひ念頭において欲しい、と心打たれるお話をなさいました。

私は、弓ばかりでろくな強もしていないばかりか弓ばかりで、それで、そんな自分がこのまま社会に出てよいのだろうか、内心忸怩たるものがありました。加えて親戚が政界だとか実業界に沢山いて、この人たちの日常を見ていると、そういう世界に飛び込むのはいやだという気持ちが強くありました。しかしと

いつて、司法試験に合格する実力は明らかにない。それなら一年間留年して本気で勉強すればいいではないかということにな

りますが、それは落第したみたいで格好が悪い、などと虫のいことを考へていていたのですけれども、一方で司法試験をうける者はそう多くはない。まして、研究者を目指す者などはほとんどいませんでした。

しばらくして、ゼミのあとで田中二郎先生といえど、當時行政法学のみならず、日本の法律学界の大長老です。東大法学部長もされ定年まであと三年という大御所です。そんな先生に話したのです。すると雄川先生は「それでは私の先生に話しておるので、一度お会いしてそのあたりを相談してみなさい」というお話をしてくださいました。

田中二郎先生といえど、當時行政法学のみならず、日本の法律学界の大長老です。東大法学部長もされ定年まであと三年といふ大御所です。そんな先生にまだ肚の据わらないまま相談しなければならない私は、率直に言つて逃げ出したい気持ちでしたが、もう逃げるわけにはいかなくななりました。

こうして田中先生と初めてお会いすることになったのです。指定された時刻に研究室にうかがいましたが、先生はまだ講義会いすることになったのです。田中先生の後を継いで日本の行政法の大先生となられた塩野宏先生が、當時田中先生のお部屋に机を置いて勉強しておられたのですが、出てこられて「少し待つておれ」ということでした。やがて来られた田中先生は、私が大学を卒業したのは、一九六三年・昭和三八年で、日本は高度成長の真只中にありまして、好景気が続き、東大法学部卒業というと引く手あまたとい

大きいしかも精力的で、ほとんど研究室の入口を塞ぐかの如くに見えました。

「雄川君から聞きましたが、研究室に残りたいそうですね?」といわれたのですが、圧倒された私は、研究室に残るかどうかまだ決めていない、助手になるかならないかも決めていない、などという余裕を失つてしまい、大汗をかいたのでした。

そして、「研究室に残つて、行政法を勉強したいと思います。一生懸命頑張りますので、よろしくお願ひします!」などと口走つてしまつたのです。

ところで、行政法の講義がさっぱり面白くなかったのに、なぜ行政法だったのかですが、先ほどお話ししたような不純な動機から行政法のゼミを選択したのですが、その後もさして面白いとは思いませんでした。ただこの間、憲法にはいささかの興味を抱くようになつていました。たぶん、大学二年の時に経験した六十年安保騒動がきっかけになつたのだと思ひますが、要するに、「公共の福祉」だと「公益」ということを理由に制限するため用いられるのが「国家公権力」というがこれはいつたい何か? 「公益」と「個

人の権利」をいつたいどこでどうやって折り合いをつけるのか? などに、漠然とながら関心を抱くようになつてきました。

こう言つた問題は、法学部に入らうという者ならば当然はじめから考えなければならぬのはものでありますけれども、何を抱くよくなつていました。

法学ではたとえば自分で商売を始めたいと思った時、「どんな役所でどんな許可をもらえばよいのか? そのための手続きはどうですか? そのための手続きはどうやつて争えばいいのか?」という具合に、まだ身近な勉強をしなければならない、という気持ちになつてきたわけです。

いま言つた「公共の福祉」とか「公益」と「個人の利益との調整」、「国家権力とはなにか」といった問題を根本的に考へてみると、やはり、こうした問題に関心を寄せたのです。つまり、行政法を専攻すればいいのは憲法学です。ですから、「公益」と「個人の利益との調整」、「国家権力とはなにか」といった問題を根本的に考へてみると、やはり、こうした問題を専攻すればいいのは憲法学です。ただし、こうした問題を専攻すればいいとは思ひませんでした。たぶん、大学二年の時に経験した六十年安保騒動がきっかけになつたのだと思ひますが、要するに、「公共の福祉」だと「公益」ということを理由に制限するため用いられるのが「国家公権力」というがこれはいつたい何か? 「公益」と「個

立」とか「基本的人権とその内存的制約」といった極めて大きなわば理念的な問題意識からアプローチするのですが、行政法学ではたとえば自分で商売を始めた時に、行政権力の抑制といった基本的な問題に携わっているのに、日本ではこの両者が天空の上と下かららにらみ合つて互いに軽蔑し立つて、憲法学からも行政法学からも受け入れられるようにWHYを問うので憲法学に対しても説得力のある行政法学をやりたかったのか? また、行政法学からも評価されたいと思うので憲法学を見たいとも思いました。そのためには、多くの行政法学者は目の前に存在する後への調整をやる法であるということになります。ですからとすれば、細かく技術的なものが多くなりがちです。

私の東北大学での前任は柳瀬良幹先生ですが、先生が大変うまいことをおっしゃつていて、「日本の学界の状況は、天驅けれる憲法学、地べたを這はずり回る行政法学で、その中間をやる者がいる」、というのですが、私はぜひその中間をやりたいと思つたのでした。

多くの憲法学者は細かな技術論なしに大きな理念的なことばかりいつているが、最後のところになれば、理念的な話だけでは現実に説得力をもたない。

一方で行政法学者の多くがそこまで飛び込んで対等な勝負ができるとも思ひません。ところがよく考えてみますと、実は行政法学もその基本的なところにおいてはまさにこういついた問題に直接かかわる学問なのです。

憲法学はたとえば、「近代國家における基本的な人権の確立」とも「公益」「私益」の調整、ないわば理念的な問題意識からアプローチするのですが、行政法学ではたとえば自分で商売を始めた時に、行政権力の行使のひとつのなかたちとして「行政行為」だけが「行政処分」と名づけられているものがあつて、この行為に「公定力」と呼ばれる一般私法のめりこみがちだが、もつとすれば、細かく技術的なものが多くなりがちです。

私はぜひその中間をやりたいと思うのでした。

ハンディがあると思っていましたから、文字通り寝食を忘れて研究に没頭しました。短期間に助手の三年間、私はもともと運動も全くしませんでしたから運動も全くしませんでしたから、それまでの人生では、なにかがつたことだと思っています。私は田中先生をはじめ多くの議論がなされてきたのですけれども、そもそも行政行為に公定力の問題がなされてきたのですけれども、そもそも行政行為に公定力の問題がなされてきたのです。
そこで、日本の行政法学の源であつたドイツの行政法学で、いつごろからどんな理屈でそうなつたのか、さかのぼつて調べてみると、太つてしまつました。十五歳も太つてしまつました。なんどつこんだ議論がなされていなかつたことに気がついたのです。

てみようと考えました。

こうした私の考え方を雄川先生や田中先生にご相談したところ、雄川先生はもろ手を挙げて賛成ということはなかつたのですが、指導教官の田中先生は「今までにそういうことを研究したもののはなかつたから、ぜひやつてみたらどうか」と言つてくださいました。

勇気百倍 漢身の力を振り絞つて助手論文を書き上げました。レジュメに書いておいた『公権力の行使と私的権利主張—オットー・ベール「法治国」の立場とドイツ行政法学』がそれです。

期限内に助手論文を提出できましたので、教官として就職できる資格は得られたのですが、問題はこれをだれが評価してくれるかです。それによつて私の今後の立場が決まるので、不安そのものでした。まして、四十年三月の論文提出期限の二ヶ月前に、指導教官の田中二郎先生が最高裁判事になられて東大をおやめになりました。その後雄川先生に再度お世話になりましたが、論文提出後に呼ばれて「自分も若いし、塩野君が助教授になつたばかりなので、君を東大に残することはむずかしいが、東北大学の柳瀬先生があと二年で定年退官されるので、後任を探しておられる。先生は

大変むずかしい先生でこれまでメガネにかなう者がいなかつたようだが、君の論文を読まれて大変感銘を受けられて、ぜひ東北大學に来てほしいといつておられる。ぜひ考えてくれないか。」とのお話を受けました。私は戦争中の一時期をのぞけば、東京生まれの東京育ちで、東北なんてそれまでまったく無縁でした。新幹線も高速道路もない地下鉄もない、そんなどころに行くのはいかにも都落ちみたいで、心理的にはかなり抵抗がありました。加えて当時は、東大の助手から東北大学へ行くといふことは事実上一生そこで過ごすことを意味していましたから、その思いはかなりのものが、あつたと今は思っています。しかし、学問的に厳しいあの柳瀬先生がそこまで言つてくださつている。さらに東北大学法学部の先生方は時流に流されることなく確固としたご自分の学問をお持ちになり、学者として堂々と学界をリードしておられましたから、お声をかけていただくことは大変光榮なことです。こうした先生方の中に入つて、自分らしい学問を自由にできれば、それは自分に最もふさわしいことではないかと思ひました。

そうして、仙台に住みつくことを決心しました。後にドイツ

に留学しましたが、あちらの都市や人々の間に入つてみますと、仙台という街がいかに人の住みやすいところであるかを再発見したのでした。そして仙台は、東京生まれの東京育ちで、東北なんてそれまでまったく無縁でした。新幹線も高速道路もない地下鉄もない、そんなどころに行くのはいかにも都落ちみたいで、心理的にはかなり抵抗がありました。加えて当時は、東大の助手から東北大学へ行くといふことは事実上一生そこで過ごすことを意味していましたから、その思いはかなりのものが、あつたと今は思っています。しかし、学問的に厳しいあの柳瀬先生がそこまで言つてくださつています。

(五十年をぶり返つて)

今お話ししたような五十年を過ごしてまいりましたが、私は東北大学に呼んでくださった柳瀬先生は、その理由を「君の論文は、ともかく、なぜか、なぜかを問い合わせて行くものがある、だが対立するばかりでは仕事がないからどこかで線引きをしなければない、対立する矛盾や利益の間に線引きをする、それが法律の本質だと思います。そして裁判官生活を通してその「なぜか?なぜか?」という意識は、五十年の学者生活、そして裁判官生活を通してそのモットーになつたように思いました。

世の中には矛盾、あるいは対立する利益や考え方がありまます。そのひとつひとつを取り上げてみれば十分な理由がある。文は、ともかく、なぜか、なぜかを問い合わせて行くものがある、だが対立するばかりでは仕事がないからどこかで線引きをしなければない、対立する矛盾や利益の間に線引きをする、それが法律の本質だと思います。そして、法解釈とはまさにその線引き作業なのですね。本来は、専ら自分の主張を通すための手段や道具であるのではなく、もちろん法律家として社会に出で弁護士や検事となれば、特定の利益のためにそれを使うことは多くなるでしょうが、これから法律を学ぼうとする学生にとっては、その前にやることがあります。

私は『行政法総論』、『行政組織法』という行政法の教科書を書いております。この本では、他の教科書とはちがつて、「この条文については、このように解釈すべきである」とか「この最高裁の判例は間違いであって『自分も若いし、塩野君が助教授になつたばかりなので、君を東大に残することはむずかしいが、東北大学の柳瀬先生があと二年で定年退官されるので、後任を探しておられる。先生は

る実務に直接役に立たないものばかりです。ところが、こういった、見方によつてはちょっと変わった学者に、こともあると、物事の根源へ根源へと考へて、最高裁退官後も仙台に住み続けております。

(五十年をぶり返つて)

私の場合、幸か不幸か誠に不勉強で何も知らないところから勉強を始めたので、かえつてこ

ういう思考にすんなり入れたと思います。法律学を学ぼうといふことを、最早から出来上がつた学者がどんな意味をもつのか、重くいう招聘が来た。この事実は、法律実務家にとつて法律学がどんな意味をもつのか、重くいう示唆を与えているように思います。

世の中には矛盾、あるいは対立する利益や考え方があります。そのひとつひとつを取り上げてみれば十分な理由がある。文は、ともかく、なぜか、なぜかを問い合わせて行くものがある、だが対立するばかりでは仕事がないからどこかで線引きをしなければない、対立する矛盾や利益の間に線引きをする、それが法律の本質だと思います。そして、法解釈とはまさにその線引き作業なのですね。本来は、専ら自分の主張を通すための手段や道具であるのではなく、もちろん法律家として社会に出で弁護士や検事となれば、特定の利益のためにそれを使うことは多くなるでしょうが、これから法律を学ぼうとする学生にとっては、その前にやることがあります。

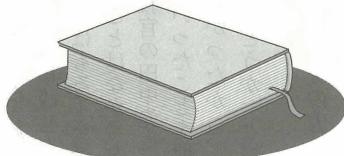
私は双方の主張を丹念に理解する、そして物事の公平な見解を垣間見ることこそが、法律専門学校ではなく大学の法学部で、講義を聞く本当の意味だと思います。また、先生方はそ

(結び)
んね。

ただ、これは私の五十年間を振り返ってみて、それではよかつたという思いを述べたものであります。当然人によって違つた考えもあるでしょう。言うまでもなく自分自身が採るべき道というのは、先人の話をいろいろと聞きながら自分自身で求めて行く以外にありません。

本日の私の話を、果たして、またどのように受け止めるかについても、結局は皆さんがそれに考え判断されることになります。

今後のご健闘をお祈りしま



東北大学法学部卒業生の皆さんご卒業おめでとうございま



平成24年度仙台弁護士会会長
高橋 春男

(昭和56年卒)

平成24年度法学部卒業生への祝辞

祝
辞

私は仙台弁護士会の会長をつとめている弁護士の高橋春男です。弁護士会の会長の任期は一年間で、この三月三一日で任期満了となります。会長として対外的にあいさつするのは今日が最後の機会になると思いますが、このような機会に母校である東北大学法学部の後輩の方々にお祝いの言葉を述べさせていただくことに感慨深いものがあります。

私は昭和五一年四月に東北大法学部に入学しましたので、いわゆる五一丁生です。昭和五一年といふと今から三〇数年前ですが、当時は学生運動の余波等で入学式がなく少し寂しいわゆる五一丁生です。昭和

五一年のことばかり話していくのも仕方ありませんので、本題に入ります。

皆さんには、これから様々

なことばかり話していくこと

が異なっています。

自分のことばかり話していくのも仕方ありませんので、本題に入ります。

皆さんには、これから様々

なことばかり話していくこと

が異なっています。

次に、自分の選んだ仕事が合わないと思ったときどうするかについて話します。結論から言

うと、とにかく一年間は理屈抜きに我慢して仕事を続けてください。一年間続けられたら、わざのとおり、「石の上にも三年」ということ

が必ずあると思います。

最後に私がこれまでこの種の

仕事が合わない、これ以上は続けれないと思つたら、転職を考えてください。ただし、根本

的な話をすれば、人は何のため

ます。仕事のやり方については配属された各部署の先輩や上司から指導を受けるでしょうが、手取り足取り一から教えてもらえるわけではありません。皆さんは既に一定のスキルを持った者として採用されているので、それを前提とした指導がされることはあります。一通り仕事のやり方はずです。一通り仕事のやり方を覚えたら、その後は自分なりに考えるようしてください。

分からぬことが出てきてもすぐには先輩に聞くのではなく、まず自分なりに考えてみてください。それでも分からなければ、そのとき人に聞いてください。

さて、あなた方は普通であれば三年生に進級する直前に東日本大震災という未曾有の大災害に遭遇しました。私もそうですが、大震災直後に体験した諸々のことは生涯忘ることのない強烈な体験です。とてもつらく悲しい経験をした人もいるでしょうし、他人の暖かさに触れません。

次に、自分の選んだ仕事が合わないと思ったときどうするかについて話します。結論から言

うと、あなた方は非常に貴重な体験をしたと言えます。このような体験をしたことが、今後の人生の

ことは生涯忘ることのない強烈な体験です。とてもつらく悲しい経験をした人もいるでしょうし、他人の暖かさに触れません。

次に、自分の選んだ仕事が合わないと思ったときどうするかについて話します。結論から言

り抜き出した能力や技能であれば申し分ありませんが、そこまで行かない特徴でもかまいません。ただし、それは客観的に良い特徴であることが必要です。

「後背効果」という言葉があります（英語では「ハロー・エフェクト」といいます）。後背というのは、キリストや仏様などの聖像の背後に描かれる「後光」または「光輪」です。もともとは心理学の用語ですが、一般にもかなり使われているので知っている人もいると思います。この用語は、「ある人の評価をするときに、その人に一つ二つ顕著な良い特徴があると、その他の他の面がすべて良く見え、逆にその人に一つでも顕著な悪い特徴があると、その他の面がすべて悪く見えてしまう」ことを言うと説明されます。私はこれまでの自分の経験を顧みて、後背効果はこの社会に確かにあります。後背効果は、つきつめるところの誤解に基づくものですが、その誤解は社会内で許容される一の定の合理性を持つていてと言えます。例えば、部下に何か重要な仕事を任せようとしたとき、候補者が三人いるとして、あなたは相手を信頼しているだらうか、ということを考えみてください。関係という言葉自体

良い特徴を持っている者を選ぶのは普通のことでしょう。細かく言えば、何が良い特徴かは仕事との関連で言えることなので、ある仕事はAが最適だが別で、ある仕事はBが最適だが別で持っている人は、それを持つていない人と比べ、高い評価を得て仕事を任せられる可能性が高いと言えます。

誤解のないように申し上げますが、これは自分の持っている客観的価値以上に自分の価値を高く見せるということではあります。他のすべての面が良く見えると言つても、もともとそこの人はほぼすべての面で平均レベル以上であることが多いといふことは心にとめてください。

最後にもう一つだけ話します。それは人間関係についてです。私は人間関係の基本は相互の信頼にあると考えます。いわゆる信頼関係です。皆さんもそうだと思いますが、よく「私を信頼して○○してください」という言い方をします。私も依頼者に対して「私を信頼して任せてくれ下さい」と言うことがあります。そのとき、私あるいはあなたは相手を信頼しているだらうか、ということを考えてみてください。

私は会社法を専門としており、その中でも企業買収法制を主な研究テーマとしております。この数年にわたる企業買収法制に関する研究の総決算として、今年の2月に書籍を出版しました。この書籍を出版したこともありますので（白井正和『友好的買収の場面における取締役に対する規律』（商事法務、2013年））、以下では同書において取り扱った内容を、その問題意識を中心に紹介させて頂ければと存じます。

同書は、支配・従属関係のない当事者間の友好的買収の場面を対象に、買収対象会社の取締役に対するるべき規律づけの仕組みについて検討することを目的とします。近年ではわが国でも企業買収は大幅に増加する傾向にあり、その大部分は友好的な買収です。そして、買収対象会社における判断権限の分配が双向の事象であることを示唆していますが、信頼関係は相手を信頼し相手から信頼される関係で、どちらかが一方的に相手を信頼することでは成り立ちません。こう言うと、信頼してある相手から裏切られることもあるから裏切られることも切られてもいいではありませんか。一二度裏切られたからもう誰も信頼しないというのは寂しい生き方です。世の中特にこれから皆さんが生きていく世界にそんなに悪い人はいないと思いません。もちろん例外はありませんから、すべての人がいい人だなどというつもりはありません。もちろん例外はありません。でも、あなたが信頼するに値すると考える相手を心から信頼しそして信頼される関係を作つてみませんか。そういう関係が作れたとき、あなたの前には新しい世界が開けているはずです。

私の話は以上ですが、皆さんのが進まれるそれぞれの道でがんばってください。最後に私にこのような機会を与えてくださった方々に改めて感謝申し上げます。ご静聴ありがとうございました。

連載

先生の研究紹介

東北大学大学院法学研究科准教授
白井正和

企業買収法の今日的課題

代わって買収者と交渉を行う取締役が、買収後の会社における役職の提供や退職金の増額、買収者との間のコンサルタント契約の締結などの私的な利益を受ける見返りに、買収条件の交渉において買収者に譲歩したり、低い買収価格を提示する買収を選択したりする危険性が認識され始めています。

また、こうした取締役の自己利益の追求の危険は、株主の利益よりも自らの利益を優先した

ことから、買収対象会社の取締役が自らの利益を追求してしまうことは、一部の悪質な取締役のみに妥当する例外的な話であるとはいえないよう思われます。

ここで視点をわが国に戻しますと、以上の米国の研究における不忠実な取締役だけにあらゆるわけではないとされることがあります。買収対象会社の取締役は、自らの利益を追求する行為こそが株主の利益に合致すると信じ込んでしまうことによって、株主の利益を積極的に害する意図はないとも、注目に値します。買収対象会社の株主と取締役の関係

の利害状況の分析は、わが国の友好的買収の場面における買収対象会社の株主と取締役の関係

にも、同様に妥当する可能性は高いといえそうです。わが国の友好的買収の場面でも、買収対象会社の取締役にとっては、自らの利益の追求によって得られる利益は重大なものであることが認められます。近年の認知心理学の分野の研究の進展によつて、人は自らの利益と一致する立場を無意識のうちに正しいものとして支持してしまふ傾向があることが、広く認識されています。そこでは、認知的不協和を低減させるための仕組みの一つとして、自らの利益と一致しない情報を避けよ

うとする、または自らの利益と成されることは、十分に想定されるからです。

さらにわが国では、友好的買収の場面における買収対象会社の取締役に対する十分な規律づけが確保されていると評価できるこ

とが必要でしょう。それでは、認知上のバイアスが無意識のうちに生じ、結果として合理的な判断を下せなくなることが指摘されています。こうした認知上

の取締役による自己利益の追求は、米国以上に頻繁に行われていると考える余地すらないとはいえません。米国と比較した場合、わが国では、①内部昇進の慣行が存在するために、買収後の会社における役職の確保は取締役にとって特に価値のある利益となっている可能性があり、

②取締役が株主の利益を図るという規範が実務上必ずしも確立しているとはいはず、③株主に代わって内部者出身の取締役を監視することを期待されているといった事情が観察できるからです。これらの事情に鑑みれば、わが国では、友好的買収の場面における買収対象会社の株主と取締役がきわめて少ないと

わが国では、友好的買収の場面における買収対象会社の株主と取締役との間の潜在的な利益相違問題は、M&Aなどの一部の取引を除けばこれまでほとんど認められてこなかつた問題ではあります。実際には米国における事例以上に深刻であるとい

うべき規律づけの仕組みを確立するためには、友好的買収の場面では、何らかの方法で、取締役に対する十分な規律づけが

最初に指摘すべき点として、米国では、買収対象会社の取締役の権限が強力な権限を与えるわが国の現状を正当化するためには、友好的買収の仕組みとして、友好的買収の

損害賠償責任の追及の大きさ、三つの介入の手段が考えられます。米国では、買収対象会社の取締役の権限行使を監視するための仕組みとして、友好的買収の是非をめぐる株主の最終的な判断権限の行使が重視されています。もう一つの特徴として、米

国の友好的買収の場面では、買収対象会社の取締役の潜在的な利益相反問題に対処する上で、裁判所による介入を通じた取締役に対する規律づけの仕組みが重要な役割を担っている点を指摘することができます。米国、特にデラウェア州において実現されている裁判所による介入は、①複数の審査基準（完全な公正の基準、レブロン基準、経営判断原則（ただし、取引保護条項に関するユノカル基準）という大きく三種類の審査基準）を併用することで、訴訟において問題となっている事案の類型に応じて介入のレベルを調整できる点や、②取締役の行為に対する差止めによる救済を広く認めている点で、特徴的といえます。

最後に、同書は、米国法からの示唆を踏まえ、株主の最終的な判断権限の確保という観点、および、取締役の行為の差止めを通じた裁判所による介入の実現という観点から、わが国の友好的買収の場面において、買収対象会社の取締役に対する規律づけを実現するための立法院論を試みます。

買収対象会社の株主の最終的な判断権限を確保すると、買収対象会社の支配関係の変更を伴う第三者割当増資の場面では、発行会社の株主に判断機会を与える必要があると考え、そのための具体的な方法について検討します。

次に、取締役の行為の差止めを通じた裁判所による介入を実現するという観点からは、友好の買収の場面における買収対象会社の取締役の善管注意義務・忠実義務違反の有無に関する審査基準について検討するとともに、組織再編、事業譲渡、第三者割当増資といった友好的買収の場面ごとに、買収対象会社の取締役の行為の差止めを通じた規律づけを実現する上で障害となっている問題を克服するための解釈論または立法論を試みます。

まず、審査基準については、わが国の友好的買収の場面における買収対象会社の取締役の善管注意義務・忠実義務違反の有無を判断するにあたり、原則として、現実の具体的な状況の中で取締役の行為が合理的なものであつたと評価できるかどうかを基準とした上で、事案の類型化を通じて、裁判所が取締役の行為に介入するレベルを調整していくことが適切であると考えます。

また、取締役の善管注意義務・忠実義務違反を理由とした取締役の行為の差止めを可能にするために、合併や株式交換・株式移転による友好的買収の場面では、株主が被る不利益を要件とした差止請求権を株主に付与すべきであることを、会社の支配関係の変更を伴う第三者割当増資の場面では、発行会社の取締役の善管注意義務・忠実義務違反についても、不公正発行を根拠づける事実として評価すべきであることを提案します。

さらに、取引保護条項の法的効力についても、当該条項が株主の議決権を侵害するとまで評価できるような場面では強行法規違反等を理由として、そこまでは評価できない場面であっても、当該条項を締結した取締役に善管注意義務・忠実義務違反が認められ、かつ、買収対象会社の株主の利益保護の要請が買収者の契約上の合理的期待の保護の要請よりも優先すべきと評価できる場合には、信義則などの一般条項に違反することを理由として、当該条項の法的効力を否定・制限することが適切と考えます。

「灶曜」バックナンバーを探しています！

無料法律相談所の所報として作成された「灶曜」（現在の「櫻」の前身）を法学部図書室に全号収めたいと収集しています。

現在まで未収集欠号は

7号・9号・10号・13号の4冊です。

お手持ちでご寄贈いただけますならば「法学部同窓会事務局清水」もしくは「無料法律相談所水野所長（教授）」までご一報ください。ご協力などよろしくお願ひいたします。

法学部同窓会事務局 022-795-6181

水野教授 022-795-6195



東北大学は1913年に日本で初めて女子学生3名の入学を認めました。このたびその百周年を記念し、今後百年の女子学生の活躍に期待して、ロゴマークを制定了。本ロゴマークでは、試験管を持った女性が理学部化学科に入学した2名（黒田チカ、丹下ウメ）を象徴します。また、七曜紋は数学の空間充填問題にあたることから同数学科に入学した1名（牧田らく）を表すとともに、本学のシンボルでもある北斗七星（北の空に輝き、人々を導く星）も意味します。メインカラーの紅は、天然色素の研究をしていた黒田が博士号を取得した折に「紅（くれない）の博士」と呼ばれたことに因ります。

クでは、試験管を持った女性が理学部化学科に入学した2名（黒田チカ、丹下ウメ）を象徴します。また、七曜紋は数学の空間充填問題にあたることから同数学科に入学した1名（牧田らく）を表すとともに、本学のシンボルでもある北斗七星（北の空に輝き、人々を導く星）も意味します。メインカラーの紅は、天然色素の研究をしていた黒田が博士号を取得した折に「紅（くれない）の博士」と呼ばれたことに因ります。

講演要録

現代海洋法秩序の歴史的形成過程

東北大学大学院法学研究科 准教授 西本 健太郎

本稿は、平成24年8月31日、宮城支部役員幹事懇談会における卓話の要約です。

はじめに

ご紹介をいただきました西

皆様にはお馴染みのことと思い

ます。

本健太郎と申します。私は、西

二〇一二年四月より東北大學法

きまでは、この海洋法の歴史

学部に赴任して参りました。本

日本は、このよろな場でお話をさ

せていただく機会を与えて下さ

いましたことに、深く御礼申し

上げます。私の専門は国際法

で、特に海洋法という分野を中

心に研究をして参りました。こ

の海洋法という分野は、東北大

学法部とは繋がりの深い分野

です。皆様にはお馴染みかと存

じますが、名譽教授であり長く

国際司法裁判所判事を務められ

た小田滋先生は海洋法の分野で

国際的にご活躍され、とりわけ

海洋資源の問題にいち早く着目

したご研究は、戦後の海洋法秩

序全体の動向を予見した先駆的

な研究でした。また、同じく名

誉教授の山本草二先生も、海洋

法の分野を主要な研究対象とさ

れ、国際海洋法裁判所の判事と

してご活躍されたこともまた、

といった海洋の利用が海洋の法

・伝統的な秩序としての領海と

公海の二元論

広い公海と狭い領海という海洋

法の二元的は、一七世紀初頭の

グロティウスとセルデンの間の

有名な海洋領有論争を発端とす

るものであつたといわれていま

す。この論争では、航行や漁業

の二元的秩序が確立していき

ますが、一定の海域を領有できるという領海理論には、現実を十分に説明できない部分がありました。

・沿岸国の権限をめぐる三つの

理解

目的ごとに異なる範囲での機

能的な権限行使と、領域として

の領海理解との間に緊張関

係は、一九世紀に入ると領海内

の外国船舶の無害通航権が確

立されるという要素も加わっ

て、さらに複雑化します。そう

終わるところに終わる」と主張

して、沿岸海域の一定部分は領

海の権限行使をめぐつて三つの

問題に關するもので、このテー

マで博士論文をまとめました。

海洋法の基本的な仕組みは、當

初は領海と公海という二元論な

秩序であったのに対し、二〇

世紀以降は機能的な秩序へ発展

と遂げてきたと一般に言われて

います。私が博士論文で行つた

のはこの理解の再検討でした。

形成されたとされています。

しかし、同時期の各国の實際

の実行を検討すると、必ずしも

領海と公海の間は一本の明確な

線では分けられていませんでし

た。領海は領有できるという理

解は定着する一方、各國は必要

に応じて目的ごとに様々な範囲

で権限行使してきました。こ

れは事項ごとに権限行使の必

要範囲が必ずしも一律ではない

ことから自然なことはあり

ましたが、領海が國家領域な

であれば本来は一律の範囲とな

るはずです。その後、領海と公

海の二元的秩序が確立していき

理解が定着します。米国は密輸

目的で自國に向かう船舶に対し、一九世紀初めより一二海里の關稅管轄權行使して、領海三海里外では権限行使できないと主張する英國との間で様々

・沿岸国とフランスやイタリアを初めとする歐州大陸諸国

の領海が一律の範囲を持つ一體的

な国家領域であるという考え方

자체が採られていませんでした。例え

ば、領海に対するフランス法は「断片的な法の束」に

過ぎなかつた等の評があり、漁業

については三海里、關稅に関

しては二〇キロ、などと目的ご

とに異なる幅の領海が設定さ

れていました。

こうした理解の相違も影響し

て、一九世紀には領海の法的性

質をめぐる議論が大いに盛り上

がります。領海は國家領域の一

部であるのか、あるいは、國家

領域の一部ではなく一定の権限

を行使できる範囲にどどまるの

かという点で対立があり、英米

の学者の多くは前者の立場を

とったのに對して、後者の立場

もフランスの論者を中心に有力

に主張されました。このように、

領海と公海の二元的秩序といつ

ても、一九世紀に至っても未熟

な部分が残されていました。

領海は沿岸国の主権下にある海域であり、国家の領域の一部を構成するものであるとの理解が明確に形をとるのは、国際法典編纂会議という外交会議が開かれた一九三〇年のことです。領海の問題について交渉が行われ、領海の幅をめぐる相違から条約の採択には失敗しましたが、沿岸国は領海で主権行使でき、領海は國家領域であるという理解がこれ以降定着しました。

しかし、欧洲大陸諸国における領海理解も、実は形を変えて生き残ります。当時の有力な学者であつたフランスのジデルは会議の結果を受け、一九三四年の書籍で欧州大陸諸国における領海理解を誤りと断じていますが、各国が様々に行使している断片的な権限は「接続水域」の設定として認められるべきであるともしています。この接続水域の概念は、当時はまだ確立していませんでしたが、その後実定法上の制度となりました。

通説的な理解では、この接続

水域とは領海の拡大要求によって生じた、機能的な海洋法制度の最初のものとされています。

しかし、以上のように領海の歴史を捉えますと、明確な二元的秩序を突き破つての権限拡大と

してではなく、一九世紀においては、国際法は伝統的に否定

する三つの領海概念が一つに収められていく中で、領海概念の中に收まりきらなかつた権限行使が遅れ制度化されたものとして接続水域を捉えることもできる

接続水域のこうした位置づけは、その確立後の議論にも影響しています。英國のファーリスと小田滋先生との間の有名な論争では、沿岸国が接続

水域で行使できる権限は、目的は限定されているものの領海と同じなのか、より限定的なものが議論となりました。小田先生は沿革的には前者であるとの立場に立ちましたが、その論拠に一九世紀以降の米国の域外管轄権行使の実行を挙げています。この論争の根底には、英國と米国との間の領海理解の差であるとともに、接続水域との関係でどのように理解するかという問題があつたと評価できるよう思います。

通説的な理解では、この接続水域に対する権限拡大要求と機能的な権限分配

水域は、実は漁業目的の接続水域との関係でどのように理解される要因にもなっています。この海域は国家領域ではないものの、資源の探査・開発に関する沿岸国の主権的権利を認めています。この制度に至る流れの一つには、実は漁業目的の接続水域を認めようとする提案がありました（第一次海洋法会議でのカナダ提案）。これは採択されませんでしたが、その結果方自体は、領海か公海かというゼロか一かの状況で領海の幅を巡つて世界が網引きをしていました中、沿岸国には資源の探査・開発に関する権利を与え、他国

の制度が次第に確立していく一方、沿岸国が海洋資源の開発のために水域を設定することになります。最近では海洋立国としての発展を目指して海洋基本法が制定され、エネルギー政策上も

貿易の大部分を海上交通に依存している日本にとって、外国の海洋資源の開発権を海域 자체の法域における通航権も重要な地位の問題から切り離し、同上所有権的なものではないとして退けています。小田先生も、昭和二十九年の『法学』に掲載の「領海制度の現実的意義」

も指摘されていましたように、資源に対する権限は、歴史的に接続水域において問題となってきた権限とは異なった性質を持つています。特に海中に潜在的に分布している天然資源に対する権利を認めることは、EEZが避難のための海域自体への権利を認めることに事実上近づきかねず、調整のための枠組みを不安化させる要因にもなっています。

・ 結びに代えて

本日は海洋法の歴史を中心にお話をしましたが、海洋利用問題の調整という問題は今日的な問題でもあります。特に日本は、現代の海洋法秩序が主として調査がありませんでしたが、その結果東北大学法学部における国際法・海洋法研究の伝統を少しでも引き継ぎ、貢献することでの育に励んでいたいと思つております。最近では海洋立国としての発展を目指して海洋基本法が制定され、エネルギー政策上もEEZ内の海洋資源の可能性が注目を集めています。他方で、

私は、今回お話ししたような歴史的な視点を背景に、今後もこうした海洋利用をめぐる様々な問題について研究を進めたいと思います。特に海中に潜在的に分布している天然資源に対する権利を認めることは、EEZが避難のための海域自体への権利を認めることに事実上近づきかねず、調整のための枠組みを不安化させる要因にもなっています。

私は、今回お話ししたような歴史的な視点を背景に、今後もこうした海洋利用をめぐる様々な問題について研究を進めたいと思います。特に海中に潜在的に分布している天然資源に対する権利を認めることは、EEZが避難のための海域自体への権利を認めることに事実上近づきかねず、調整のための枠組みを不安化させる要因にもなっています。

私は、今回お話ししたような歴史的な視点を背景に、今後もこうした海洋利用をめぐる様々な問題について研究を進めたいと思います。特に海中に潜在的に分布している天然資源に対する権利を認めることは、EEZが避難のための海域自体への権利を認めることに事実上近づきかねず、調整のための枠組みを不安化させる要因にもなっています。

ある女性弁護士がみた

昨今の離婚事情

中里 妃沙子

(昭和60年卒)

23万7000組、政府のまとめた24年度離婚件数統計によると、我が国においては、2分に1組が離婚していることになります。

平成21年7月に、東京丸の内で、弁護士1名、秘書2名で法律事務所を立ち上げた際、離婚問題だけを扱うホームページ(H.P.)を作成したところ、幸いにも好評を博し、数多くの問い合わせ、ご相談、ご依頼を受けました。特に最近では、1年間に300件以上の新規離婚相談を受けていることになり、弁護士1人当たりの離婚相談数としては、おそらく日本一ではないかと推測しているほどです。

今回は、これだけ多くの離婚相談を受けたことで、気づいたままで一つ目は、離婚には、年

代別に特色のあることです。離婚という側面から、現代の日本人像が浮かび上がってくる、と言つても過言ではないのです。

20代の離婚は、「草食系男子離婚」と名付けることができるでしょう。

昨今の若い男性には、草食系と呼ばれる男性が多いことは皆

さまも経験としてご存知かと思

いますが、そのような男性が元

気のいい肉食系女子と結婚した

場合、セックスレスなどで物足

りなさを感じた女性から離婚を

切り出されることが多いので

す。

30代後半の離婚は、「モンスター妻離婚」と名付けています。

団塊世代の両親から育てられ

た女性は、男女平等の観念を強く持っている上、ご両親から大

事に大事に育てられていることが多いものです。そんな女性が、我慢ということに慣れていない

場合、一方的な理論を振りかざして離婚を迫る、ということがあるのです。他方、男性側からは、ほぼ例外なく、こんなに酷いと室内の状況写真を持ち出します。ちなみに、モンスター妻離婚は、私の観察によると、20代には少ないようです。モンスターは、結婚生活の中で、夫がさらに妻を甘やかして成長させた結果、30代になって初めて出現するからかもしれません。

45歳あたりから52歳あたりまでの離婚は、「人生もう一度離婚」あるいは、「本当の人生を生きたい離婚」と名付けています。これは読者の方々にと呼ばれることは皆、さまざま経験としてご存知かと思

います。これは読者の方々に

も、容易に想像できる離婚だと思います。これは読者の方々に

思います。長い間わがままな夫、あるいは妻に我慢をしてきた妻、あるいは夫が、これ以上

我慢できない、私だから自分の夫、あるいは妻に我慢をしてきた妻、あるいは夫が、これ以上

離婚となると、夫婦の共有財産を分ける、財産分与という制度があります。最近の実務では、特別な高額所得者を除き、財産分与は2分の1ずつという取り

分けになるわけですか

ら、財産分与をしたもの、残

りの人生を豊かに生きるだけ

財産がないと判断される場合に

は、離婚しない方が経済的には

メリットがあると言えるでしょ

う。

したがって、お金なんかいら

ない、わがままな夫の世話をす

るくらいなら質素な暮らしも苦

にならない、という方以外には、

熟年離婚はお勧めできないと考

えています。

二つ目は、インターネットとH.P.が、弁護士需要を掘り起こしている、ということです。

判になつてからで、前段階での協議や調停に際しては、弁護士に依頼する人は少數に止まつていました。ところが、近年、家庭裁判所が扱う離婚事件数は、増加の一途をたどつてゐるばかりか、5年前には、ガラガラだつた家庭裁判所の調停待合室には、今では当事者だけではなく、弁護士もあふれている状況なのです。

夫との離婚を考えていると言つて、ご自身でインターネットを使つて私の事務所を知り、ご相談にみえた70歳代の女性もいらつしやいました。インターネットで弁護士を探しだす時代がやつてきていたということで、今やインターネット上には、いくつもの事務所の離婚HPが

存在し、人々は、多くの弁護士事務所のHP、弁護士の存在に気づき、さらにそれを比較しながら、弁護士を選ぶように庭裁判所が扱う離婚事件数は、なっています。インターネット、HPという手法は、弁護士需要の掘り起しの役割を担つて、同時に、弁護士も比較対照される存在となり、厳しい批判にさらされることもありうることを示しています。

今やインターネット、HPという新しい手法の影響力の大きさゆえに、弁護士自身も、新しい世界を直視せざると得なくなっています。インターネットは、世界を変えたと言われています。ですが、まさしく弁護士の世界を、変えつあるのです。

(丸の内ソレイユ法律事務所)

中善徒歩旅行記 集大成

—中善はぎの会

川口 雄

(昭和41年卒)

○中善はぎの会の開催

平成25年4月20日、「中善はぎの会」が仙台で開催されました。

中善はぎの会は、仙台の中善並木記念碑から東京の中川善

之助先生までの「中善徒歩旅行」を経験した者の集まりです。

例年、4月初旬中川先生ご夫妻が眠る北鎌倉で行なっていますが、本年は7年ぶりに仙台で開

催することになり、川内キャンパスの中善並木記念碑前に集合しました。仙台では桜が満開になつた後寒い日が続いたため、綺麗な中善並木の桜を満喫するなっています。

H.P.という手法は、弁護士需要の掘り起しの役割を担つて、同時に、弁護士も比較対照される存在となり、厳しい批判にさらされることもありうることを示しています。

HPという手法は、弁護士需要の掘り起しの役割を担つて、同時に、弁護士も比較対照される存在となり、厳しい批判にさらされることもありうることを示しています。

中善徒歩旅行は、昭和35年入会員やそのご家族24名の他、中川先生の二女の坪井暢さん、林屋礼二先生ご夫妻、水野紀子先生(前法学研究科長・法学部長)、清水廣行法学部同窓会事務局長にもご参加を頂き、中川先生や中善徒歩旅行、法学部の現況などについて話が弾み、楽しいひと時を過ごしました。

翌4月21日は、仙台では4月下旬としては66年ぶりという雪、桜の白い花弁に雪が積もつていました。

昨年、中善徒歩旅行の参加者や、坪井さん、林屋先生からの寄稿文、中川先生の隨筆、当時の新聞・雑誌記事や写真などの資料を編纂した冊子、「若き日の友情と感激のために―わが心の中善徒歩旅行―」の完成をみました。平成22年4月の中善はぎの会で、福眞峰穂さん(40)から、会員が高齢化し、記憶の

があるのに、中善徒歩旅行といふ「歴史的な出来事」について一冊の本に纏めてはという提案があり、皆の協力で作成しました。その後片平生(前法学研究科長・法学部長)、清水廣行法学部同窓会事務局長にもご参加を頂き、中川先生を慕つて、定年退官し東京に転居された先生の所に行こうと

いうことで、昭和36年から始まりました。各回10名前後が参加し、400キロを11ないし13日の行程で、昭和43年までの8年間続きました。

「宿泊は使わない、寝る場所は事前に決めておかないと、うるさい」他のは全くの無計画で、早朝から深夜まで歩き通り、歩きながら居眠りをしていて土手から転げ落ちてそのまま寝てしまつた人などがありました。

足のまめと疲労と暑さに悩ます、止めようという気持と頑張ろうという気持との葛藤が続いた人も多かつたようです。それでも何とか東京まで歩き通せたのは、各人の強烈な意志に加え、行く先々での地元の方々や先輩の温かい人情・善意に助けられたことが大きかったのでは



善徒歩旅行は、新聞などマスコミでも取り上げられ、昭和37年8月のNHKテレビ「私の秘密」にも登場しています。麦藁帽子に書かれた法学部の「法」の字を見た農民が、「何宗の方ですか?」と聞いてきたという話は、明治時代に初めて民法の「法人」という文字を目にした、「法とは仏の教えのことだから、『法人』とは坊さんのことだろう」と考えたという逸話を彷彿させます。

国道4号線を歩いた第2回の方は、「二本松から郡山市までは悪路で、一同泥まみれ」となったそうです。東京→仙台間の4号線が全面舗装され、「砂利国道」が姿を消したのは昭和39年2月、仙台以北の4号線は、その当時はまだ全面舗装ではなかったようです。

徒步旅行には草鞋という固定観念があり、多くの方が草鞋にトライしましたが、役に立たなかつたようです。「草鞋なら葬儀屋が一番持っている」という話は、当時は、冥土の旅のための草鞋の需要が一番多かつたということを意味します。

中川先生ご夫妻やご家族の方に対しては、8年間も続く「大変なこと」をしてしまいました。

芝生の中に白い建物が散在していた川内キャンパスはすっかり変ってしまいました。現在、地下鉄駅の工事が行われており、中善並木周辺も「中善モール」とする計画があるそうです。中善並木は、以前は櫻並木で「米軍の歩哨ボックス跡」辺りにあったそうですが、今ではその場所を誰も正確に示すことが出来ません。機会があれば、歩いていたところを尋ねてみます。

法学部の先輩の皆様、お初にお目にかかります。私は2012(平成24)年度法学部卒業生石田慎一郎と申します。このたびは東北大法学部同窓会の会報に寄稿文を載せていただくという恐れ多い大役を務めさせていただき誠に恐縮していります。次第でございます。諸先輩方の文章には及ばぬかもしれません、私なりにこの法学部での四年間を振りかえってみたいと思います。

らくと高校時代に聞いていた学部四年間を振り返ってみると、法学部棟で日夜勉学に励んでいたという記憶は誠に恥ずかしいながらほとんどございません。それもそのはず、この四年間私は部活動で打ち込んでおりました。私が所属していたのは東北大学生友会応援団でした。私は、大学部は応援団学部、部活は学友会法学部といつても過言ではない部活演けの毎日を送っていました。

きつかけは些細なこと。入学前にキャンパスを歩いていたら声をかけられ入団を決めてしました。

「おうえん」というのは、相手がないとそもそも出来ない行為です。また、たとえ私たちがしたいと思っても相手方に拒否されれば出来ません。ここで、信頼関係も必要となります。相手に応じてもらひ(おう)そのうえで初めて援ける(えん)ことが出来る行為、私はそれが応援であると考えております。

つらいことも多々ありました。がそんな際には応援団の先輩方が同期や後輩の支えがありなんとか続けることが出来ました。そうした中でも人と人とのつながりを学ぶことができました。そのように応援団活動を続ける中でふと私は法学と応援は似て非なるものではないかと考え始めました。

パラドクスのようかもしれない夢は雲散霧消したもので、たこともありました。自分は法学が向いておらずむしろ嫌いでおり排他的としか思えない法学者たち。入学して数ヵ月で私は

「応」「援」と法学

石田慎一郎(H24卒)

第一回の参加者とは異なり、第二回以降は中川先生とは接触しない方が殆んどでした。しかし、初めてお会いした中川先生は皆に強烈な印象を与えたようです。今回の会合では、中川先生に書いて頂いた色紙や、中善徒歩旅行で使用した旗を披露された会員がいました。中川先生や中善徒歩旅行が、未だ皆の心の中に生きているのだと感慨深いものがありました。

法学部の先輩の皆様、お初にお目にかかります。私は

いたのとは全く違う四年間を歩みました。

当初は、噂で聞いていた法学部の自主ゼミなるものに入りアルバイトをしつつ来る司法試験に向け勉強をしようなどと考え入学したものです。

いてもさっぱり理解できない抽象的な授業。他学部と違い出席を取らざ試験のみで評価される評価体系。実際のどの場面で生かされることになるのか想像もできない授業内容。私にとつては机上の空論ばかりを論じては机上の空論ばかりを論じており排他的としか思えない法学者たち。入学して数ヵ月で私は

善徒歩旅行は、新聞などマスコミでも取り上げられ、昭和37年8月のNHKテレビ「私の秘密」にも登場しています。麦藁帽子に書かれた法学部の「法」の字を見た農民が、「何宗の方ですか?」と聞いてきたという話は、明治時代に初めて民法の「法人」という文字を目にした、「法とは仏の教えのことだから、『法人』とは坊さんのことだろう」と考えたという逸話を彷彿させます。

芝生の中に白い建物が散在していた川内キャンパスはすっかり変ってしまいました。現在、地下鉄駅の工事が行われており、中善並木周辺も「中善モール」とする計画があるそうです。中善並木は、以前は櫻並木で「米軍の歩哨ボックス跡」辺りにあったそうですが、今ではその場所を誰も正確に示すことが出来ません。機会があれば、歩いていたところを尋ねてみます。

法学部の先輩の皆様、お初にお目にかかります。私は

いたのとは全く違う四年間を歩みました。

当初は、噂で聞いていた法学部の自主ゼミなるものに入りアルバイトをしつつ来る司法試験に向け勉強をしようなどと考え入学したものです。

いてもさっぱり理解できない抽象的な授業。他学部と違い出席を取らざ試験のみで評価される評価体系。実際のどの場面で生かされることになるのか想像もできない授業内容。私にとつては机上の空論ばかりを論じており排他的としか思えない法学者たち。入学して数ヵ月で私は

ることを防ぐ役割がある行為、両者は人ととのつながりを起點とする点で類似性があるのでないかと四年間を学び終えた私は感じております。

いま、東日本大震災等を経て人ととのつながりが見直され、方でIT化などにより今までにないような犯罪や人間関係のもつれなども多々上がってきております。そんな昨今だからこそ法学者の存在の重要性は増しているものと思います。もつとも、これをお読みの諸先輩方のほうがそうした状況に日々向き合ひ詳しいのだとは思いますが、すすむべき道を見つけ法学を学びなおし今一度司法試験に挑戦している・・・と報告したいのは山々です。人と人とのつながりが法学の肝であると感じ法学への見方が変わった私ですが残念ながら、法学が苦手であり試験の点数は常に赤点ぎりぎりという状況は四年間変えることはできず、最後には他の学部の授業を履修しつつ法学部教授陣の慈悲により卒業単位を取りそろえることが出来ました。何とも恥ずかしい限りです。

きっと、そのような私でもこの四年間で学んだことをいつか

役立てる時が来るのでしょうか。その際には、自分がこの伝統ある東北大法卒業生だという誇りを胸に、すでに各分野の第一線で活躍されている先輩の方の顔に泥を塗ることないよう日々精進していきたいと思いま

す。未筆になりますが東北大法学部同窓会の今後ますますの発展を祈念しております。

柳瀬良幹名譽教授は峻厳な学風を以て知られた行政法の大家です。昭和8年から昭和44年の定年ご退官まで本学法学部で行政法を担当されました。厳密な理論構成の学問の傍ら折に触れて書かれる隨筆は、豊かな教養に裏打ちされ洒脱な風刺に彩られています。

『零の発見』は岩波新書の大ロングセラーで現在すでに60年、100刷を越えて読み継がれています。この本が発刊された当時の先生の読後感をご紹介します。

第一章

余近頃岩波新書『零の発見』を読んで思う処甚だ多し。今そ

の一端を記して読者の一粲を博せんとす。

第二章

余の最も痛感したる一事は理論と応用との別なることなり。

余は主としてツエノンの逆理に就いて之を言う。アキレスと亀に関するツエノンの逆理が普通に無限等比級数の理論を以て説明することは本書の伝うる所の如く、而してそれが何やら腑に落ちぬことも亦本書の伝うる所の如し。

余は以て之を見る、その原因

は職として無限等比級数の理論に在り。無限等比級数の理論は

無限に小なる小数は零に等しと見る所に成立す。然れども、之

唯零に等しと見るに止まり、小数は竟に小数にして零に非ず、

唯零として取扱うも實際上差支えなしというのみ。

第四章

余は茲に理論と応用との分歧を見る。前者は小数が零と等し

み。

又曰く、法律学は社会生活の

は法律にして法律学に非ざることを。

耶、実用のために存在するもの

なりと。然れども誰か知らん

『零の発見』に就いて

名譽教授

柳瀬良幹(故人)

く対象を異にする別個の学問なることを。

第五章

理論と応用との混同せらるること、法律学に於いて甚だし。

論理に於いて解き得ざる問題に遭遇するに及んで、何れの説を

とも実際上差異なしと言い、

益美なしと言い、之概念法学なりと書いて、問題を投げたるこ

とは、最も屢々見る所にして、

その例は枚挙に遑あらず。

第六章

之を問えば輒ち曰く、法律は元來実用のために存在するもの

なりと。然れども誰か知らん

耶、実用のために存在するもの

なりと。然れども誰か知らん

第七章

又曰く、法律学は社会生活の

は法律にして法律学に非ざることを。

耶、実用のために存在するもの

なりと。然れども誰か知らん

第八章

学問の目的として理論の發見

と応用の研究を言うことの俗論

たることは之に依つて明らかなるべし。之学問の何たるやを知

らず、理論と応用との区別を辨

第三章

余は以て之を見る、その原因

て文教者の言に非ず。
第九章

大學令第一條に曰く、「大學ハ學術ノ理論及應用ヲ攻究ス」と。談何ぞ容易なる。

用は各別個の學術にして、一個の學術の雙面に非ず。理論學と應用學とを分たず、理論講座と

应用講座とを區別せずして之を
言う。樹によつて魚を求めるは
猶恕すべし。魚を求めて樹に登
り、樹より水中に転落すること
なくんば幸いなり。

(昭和15年8月1日発行 「法学
サロン」第60号掲載)

【仙台藩法制史余話】その一

処刑場のはなし



東北大學名譽教授

吉田正志

(昭和45年卒)

藩が設置した処刑場

前回、死刑のおはなしをしましたが、磔や火罪という死刑を執行するために、藩は早くから処刑場を設置していました。最初は、仙台城下の広瀬川端の琵琶首という所に、牢屋とともに米ヶ袋(現在片平市民センターのある所です)に移されたようでした。これがさらに元禄文六年(一六六六)に牢と一緒に

三年(一六九〇)に処刑場だけ

仙台城下からかなり北に離れただ奥州街道沿いの七北田村(現在は仙台市泉区)に移されました。

牢はそのまま米ヶ袋に残され

たのですが、その理由は、お

そらく、当時の牢は主として

未決囚を拘禁していましたか

ら、藩の中心的な裁判所である評定所が花壇にあつたので(現

存の評定河原球場などがある所

です)、そこと遠くない場所においておく必要があつたためで、一度訪ねてみてはいかがでしょうか。未決囚は、裁判を受けたびに牢から評定所に通つたのです。

引き廻し



ところが、仙台城下の市街化が進んで、米ヶ袋近辺には人家が多くなり、そのような所に処刑場をおいておくことがふさわしくなくなつたのだと思います。処刑場だけが当時はまだ田舎だった七北田村に移され、その後変更はありませんでした。その場所は、現在、写真のように史跡として残されておりま

死刑囚は、牢から引き出されその場所は、現在、写真のようを人々にみせてはずかしめるも

死刑囚なのだということをした死刑囚なのはずかしめることを人々にみせてはずかしめるものであります。前回、江戸時代の死刑は、死刑囚をいかにはずかしめ、いかに苦しめるかを重視していたとおはなししたのです

が、このはずかしめの一環です。

これは、江戸でも同様でして、江戸幕府が江戸に設置した処刑場は、奥州・日光街道沿いの浅草(小塚原)と東海道筋の品川(鈴ヶ森)の北南二ヶ所ありました。が、死刑囚を馬に乗せ、

地などで行うことは、幕府をはじめとして、おそらくどの藩で

札を先に立てて、江戸のにぎやかな場所を引き廻しました。仙台の引き廻しは、道順がだいたい決まつております。ごく大雑把にいうと、牢から北目町に出まして、一度南下して土桶、それから北上して荒町、連桶、寺町の八塚、名掛丁、大町、国分町、さらに北番丁から八番丁まで北上して北山を廻り、それから処刑場のある七北田に向かいます。

所仕置き

ところで、死刑は、藩が設置した処刑場だけで行われるわけではなく、犯罪発生地や死刑囚の住んでいた村などでも行われます。これは仙台藩では「そ

の所にて火罪」とか「本所において磔」などと示されますのでわたしは、このような死刑を「所仕置き」と呼んでいます。このように、死刑を犯罪発生地などで行うことは、幕府をはじめとして、おそらくどの藩で

も行っていることとして、例えば有名なところでは、上州の博徒である国定忠治が、上州大戸の関所を破った罪で、嘉永三年(一八五〇)に大戸関所近辺の処刑場で磔になっています。高橋敏氏の『国定忠治』(岩波新書)によりますと、このときには、一五〇人をこえる觀衆がいたなどと伝えられています。

仙台藩でも、とくに近世前期にはこの所仕置きがたいへん多く行われております。例えば、元禄一六年(一七〇三)一二月一八日に、全一六件三五人の死刑判決が下されていますが、そのうち藩の設置した処刑場での死刑は四件七人のみで、所仕置きが一二件二八人と、圧倒的に所仕置きの方が多くなっています。近世前期では、むしろこのような所仕置きこそが死刑の中心だったのではないかと思われるほどです。

このように所仕置きが多いのは、いうまでもなくみせしめの効果をねらつてのものです。死刑囚の住んでいた村はもちろん、犯罪発生地でも、死刑囚の知り合いが多くいたでしょうから、こんな罪を犯せば、このようにして処刑されるのだということをみて、それで犯罪発生を予防しようとしたのでしょ

う。とくに、このころは、妻が夫以外の男と関係をもつ、いわゆる密通事件に対して所仕置きが科されている例が目に付きます。

所仕置きと民衆の負担

しかし、この所仕置きは、民衆にさまざまな負担を強いるものでした。まず第一に、そのための処刑場を新たに作らなければなりません。村のなかの空き地などがその候補地になるので、だれでも自分の家や田畠の近くに処刑場が作られるのはいやがりますし、また一度処刑場になつた場所は、けがれた場所と思われたでしょうから、も

う他の使い道がなくなつたと思います。こうして、そもそも刑場作りがその村の人々にとって大きな負担となりました。

第二に、死刑囚をその処刑地まで連れて行くことは、一般的に藩の足軽によつてなされたようですが、その処刑地が城下から遠い場合、死刑囚や足軽の宿泊・休憩の場所では、その場所の民衆が不寝番に勤務された。殺人は、これ以前から所仕置きにならなかつたようですが、この時点で盗みを所仕置きに

第三に、処刑地の村では、処刑に立ち会う藩の役人にに対する食事の提供などの世話が必要です。死刑執行人として勤員されたり渡されたりしましたので、こうした金銭的負担もたいへんだったでしょう。

さらに火罪のための薪や礫のための柱などを用意しなければなりません。村のなかの空き地なりませんから、そのための金銭的・労力的負担もばかにならなかったと思われます。こうして、藩がみせしめの効果をねらつたと思われます。こうしたがつて、わたしは、当時の放火が、場合によつては広い範囲の類焼をもたらす犯罪であることを考えて、①・②・④を地域的・集団的法益侵害行為とらえています。また、③は封建道徳侵害行為ですので、仙台藩がみせしめの効果をとくにねらつたのは、この二つの侵害行為だったと考えています。

これに対して、殺人はいわば個人的法益侵害行為として、これは所仕置きにする必要はない、また、盗みは、金目の物があるならばどこで盗みを働いてもよいという意味では、地域的・集団的法益侵害行為ととらえることも可能ですが、やはり最終的には個人的法益侵害行為ととらえられて、所仕置き対象犯罪から除外されたのではないかと考えていますが、いかがでしょ

おそらく、こうした民衆の負担を緩和しなければならないとは思惑からでしょうか、藩は、享保一四年(一七二九)四月に、所仕置きとする犯罪を、①放火、②五人以上の徒党、③不忠不孝、④所を騒がせた者の四つに限定することとしまして。殺人は、これ以前から所仕置きにならなかつたようですが、この時点で盗みを所仕置きの対象から除外したこととしますが、数は少なくなつてはいますが、かわらず負担が降りかかつたくなつたのではないでしょう

所仕置き対象犯罪の限定

おそらく、こうした民衆の負担を緩和しなければならないと、いう思惑からでしょうか、藩は、享保一四年(一七二九)四月に、所仕置きとする犯罪を、①放火、②五人以上の徒党、③不忠不孝、④所を騒がせた者の四つに限定することとしまして。殺人は、これ以前から所仕置きにならなかつたようですが、この時点で盗みを所仕置きの対象から除外したこととしますが、数は少なくなつてはいますが、かわらず負担が降りかかつたくなつたのではないでしょう

所仕置きの対象犯罪の実施

このなかで、②は、五人以上の集団での盗みというような犯罪が考えられているのかもしれないが、百姓一揆的な行動も含まれると思います。また④は、いわゆる村方騒動を指すと思

か。

このなかで、②は、五人以上の集団での盗みというような犯罪が考えられているのかもしれないが、百姓一揆的な行動も含まれると思います。また④は、いわゆる村方騒動を指すと思

自主ゼミだより

法学部学生自主ゼミの活動を周知するための頁を新設しました。現役学生の皆さんのお活動状況をご覧いただき、かつてこれらの方々に所属して活躍された会員の方々はもとより同窓会員の皆様から後輩への助言・支援をよろしくお願ひいたします。

○無料法律相談所（代表 4年 田中館梨奈）

- ・メンバー：4年生24名・3年生21名・2年生31名・1年生47名
- ・活動内容：平日所定の時間に市民の方から電話で相談内容を伺い、毎週土曜日に法学部棟にて回答する、という形態で相談活動を行っています。相談に際しては、本学の教授や弁護士の先生方からバックアップを頂いています。
- ・活動日程：4月13日・20日・27日、5月11日・18日・25日、6月1日・15日・22日・29日、7月6日・13日、夏季出張相談開催：8月10日岩手県北上市
7月までは4年生が相談の中心メンバーで、8月の出張相談以降は活動の中心が3年生に交代します。
- ・先輩へのメッセージ：今期をもちまして相談所創立85周年を迎えることが出来ました。これも皆様のご支援の賜物であり、厚く御礼申し上げます。今期は広報活動の規模を拡大し、減少傾向にあった相談件数の獲得を目指しました。また、9月からの法学部棟の建て替えに伴い、今までの部室は取り壊され、再来年から新しい部室での活動となる予定です。これからも市民の皆様のお力になれるよう努力して参りますのでよろしくお願ひ申し上げます。

○東北大法模擬裁判実行委員会（代表 3年 佐藤智哉）

- ・メンバー：3年生15名・2年生23名・1年生22名
- ・活動内容：今年は「児童問題」をテーマに、観て頂いた市民の皆様に法と社会の関わりについて考えて頂くきっかけとなる裁判劇を行います。
- ・活動日程：11月16日（土）・17日（日）に東北大法百周年記念会館川内萩ホールで公演します。
- ・先輩へのメッセージ：今年の公演は親からの虐待に苦しむ子供たちに焦点を当てて、児童虐待に関する法制度の存在と実情を描きます。活動も徐々に軌道に乗り始め、委員一同意欲的に日々の活動にあたっています。近況は随時ツイッターやホームページにて報告していますので、ぜひそちらもご覧ください。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

○東北大法俱楽部国際法（代表 2年 中道征貴）

- ・メンバー：4年生19名・3年生13名・2年生10名・1年生29名
- ・活動内容：年2回開催される国際法模擬裁判大会に参加し、約20校で書面・弁論の優劣を競います。
- ・活動日程：7月13・14日 Asia Cup Japan Round（東京）、12月下旬 Jessup（東京）これに備え毎週水曜日に活動しております。
- ・先輩へのメッセージ：平素より格別のご厚情を賜り、多くの面で大変助かっております。この場を借りて心より御礼申し上げます。偉大なる先輩方が作り上げてきた俱楽部国際法の伝統に恥じぬよう一同精進して参ります。今年度も4月より夏大会への取り組みを開始しております。先輩方に劣らぬよい成績を収めるべく努力していきます。これからもご支援・ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。

○法社会学研究会（代表 2年 西村昌樹）

- ・メンバー：4年生5名・3年生8名・2年生6名・1年生4名
- ・活動内容：社会で起きている様々な問題や出来事からテーマを取り上げて、法学・政治学的な視点から検討を加え議論を交わしています。少人数ながらもゼミ形式をとることで、単に知識をつけるだけでなく、相手の考えを知り、自分の意見を発言する機会を設けて、主体的に活動しています。前期のテーマは「司法福祉」で、少年保護や犯罪者の矯正・更生について理解を深めます。
- ・活動日程：毎週1回平日の空きコマを利用して活動します。長期休みの際にはそのセメスターで学んだテーマについての理解を深めるべく、外部の団体などにお話しを伺いに行く予定です。
- ・先輩へのメッセージ：常日頃から当研究会を支援いただき、本当にありがとうございます。これまで先輩方が築いて下さった歴史と伝統を傷つけることなく日々の活動に励みます。東北大法の名に恥じないよう心がけていきますので、こんごともよろしくお願ひ致します。

本部だより

(1) 平成24年度収支決算(案)と平成25年度予算(案)

平成24年度は、東日本大震災2年目の年でしたが復興の道はまだ遠く、被災された皆様の思いはいかばかりかと心よりお見舞い申し上げます。

さて24年度も会費納入が予算を上回ることができました。残念ながら新入生の納入が減ったのですが、一般会員の皆様方の納入が予算を大きく上回ったため、大変に御礼を申し上げます。一方支出では、旅費が大幅に増えたために事務費が予算を超える支出となりました。しかし、これは、今年度青森支部や新潟支部の活動が活発化しそのため本部から支援を行ったり現地に赴いたためのものであり、組織強化につながる支出がありました。このため、予定していた収支差益は約17万円と大きく縮小いたしましたが、財政基盤に影響を及ぼすものではありませんでした。

25年度は「名簿発行」年です。皆さんにはすでに「調査票(はがき)」が届けられ、「名簿記載事項の確認」と「名簿購入の希望」「広告掲載の希望」「賛助の希望」などの受付が開始されております。名簿の購入希望者は現在850名となっておりますが、これを1000名に拡大すべく「会報」お届けの際にもう一度購入のお願いをいたします。また、現在「広告」のお申し出が少なく前回の半数にとどまっていますので、また個別にお願いいたしますので、「賛助」(一口1万円)とあわせご協力のほどよろしくお願ひいたします。25年度の予算は、現在の「広告収入」の趨勢をベースとして、やむを得ず持ち出し(赤字)が生ずるという見通しを示しておりますが、それが解消されますよう皆様の絶大なるご支援を心からお願い申し上げます。

★収入の部

項目	24年度予算	24年度決算	予算対比	25年度予算
1)会費等	5,350,000	5,369,500	19,500	5,064,500(年会費・新入生会員および通常会員)
2)利 息	3,200	6,373	3,173	3,200(実績勘案)
3)広告料	0	0	0	1,500,000
4)雑収入	7,000	30,700	23,700	3,508,500(名簿販売・実績勘案)
合 計	5,360,200	5,406,573	46,373	10,076,200

★支出の部

項目	24年度予算	24年度決算	予算対比	25年度予算
1)会議等	320,000	285,749	-34,251	300,000(実績及び名簿編集会議等)
2)事業費(会報発行ほか)	1,210,000	1,064,260	-145,740	6,160,000(名簿・会報発行ほか)
3)事務費(旅費・人件費等)	2,562,500	2,951,777	389,277	2,822,500(旅費・人件費等 実績勘案)
4)通信費(郵送料ほか)	730,000	702,062	-27,938	720,000(会報郵送代ほか 実績勘案)
5)振替手数料	170,000	226,890	56,890	180,000(実績勘案)
合 計	4,992,500	5,230,738	238,238	10,182,500

★収支差額の部

項目	24年度予算	24年度決算	予算対比	25年度予算
1)期間収支差益	367,700	175,835	-191,865	-106,300
2)前期繰越金	22,629,714	—	—	22,805,549
3)次期繰越金	—	22,805,549	—	22,699,249(見込み)

注:上記の「収入」「支出」および収支差益とともに案であり、「理事会」「総会」の承認を得て成立する予定です。

(2) 平成25年度法学部同窓会行事予定

平成25年

- 4月1日 渡辺達徳教授第26代同窓会長就任
- 4月5日 新入生オリエンテーション講演
[法学部第1講義室] (外尾名譽教授)
- 4月10日 名簿編集委員会 [北門食堂レストラン萩]
- 4月12日 東海支部総会
[ホテルキャッスルプラザ チャイナ&ダイニング]
- 4月19日 法祭大 [エルバーペーク仙台]

- 4月24日 第1回常任理事会 [ホテル法華クラブ仙台]
- 5月15日 学術振興基金支援グループ懇談会
[法学部小会議室]
- 6月1日 広島支部総会 [メルパルク広島「桃」]
- 7月5日 会計監査 [法学部小会議室]
- 7月5日 学術振興基金理事会 [法学部小会議室]
- 7月10日 学術振興基金申請採択連絡会
[法学部小会議室]

7月 12 日	岩手支部総会 [ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング]	11月 8 日	東京支部会総会 [学士会館]
7月 19 日	同窓会報第 40 号発行	11月 9 日	新潟支部総会
7月 24 日	東北芝蘭会役員会[ホテル法華クラブ仙台] 秋田支部総会	11月 15 日	同窓会総会・宮城支部総会 [ホテル法華クラブ仙台]
7月 26 日	第 2 回常任理事会[ホテル法華クラブ仙台]	平成 26 年	
8月 23 日	北海道支部総会 [ビアケラー札幌開拓使サッポロファクトリー店]	1月 24 日	大阪支部総会[アサヒスーパードライ梅田]
8月 23 日	法科大学院部会総会	1月 29 日	第 3 回常任理事会[ホテル法華クラブ仙台]
8月 27 日	宮城支部職域幹事懇談会 [ホテル法華クラブ仙台]	2月	宮城支部職域幹事懇談会 [ホテル法華クラブ仙台]
10月 12 日	平成 25 年度理事会 [片平エクステンション教育研究棟]	3月 26 日	法学部卒業祝賀会[ホテル法華クラブ仙台]
10月 12 日	理事会懇親会 [北門食堂レストラン萩]	日程未定	青森支部総会
10月 25 日	福島支部総会 [杉妻会館]		山形支部総会
11月 6 日	平成 25 年度版同窓会会員名簿発行		東北芝蘭会総会

支部総会日程については隨時同窓会ホームページの活動状況に更新データーを掲示しております。ご参照ください。

(3) 同窓会学術振興基金

平成 24 年 7 月の基金理事会において理事長が稻葉馨教授に交代しました。前理事長の吉田名誉教授は引き続き理事として基金運営に参画されています。平成 24 年度は①大学院生が刊行している研究紀要「東北法学」へ 150 千円 ②「無料法律相談所」へ 70 千円 ③「模擬裁判実行委員会」へ 100 千円 ④「俱楽部国際法」へ 70 千円 ⑤「法社会学研究会」へ 80 千円 ⑥法科大学院生の司法試験対応のための「萩法研究会」へ 450 千円、合計 920 千円の活動経費助成を行いました。これにより「東北法学」は紀要 39 号(24 年 4 月)・40 号(24 年 11 月)・41 号(25 年 3 月)を刊行、「無料法律相談所」は前期に 30 件・後期に 28 件の相談に対応し、8 月秋田県湯沢市での出張相談 15 件を実施しました。「模擬裁判」は川内萩ホールにおいて 10 月 27・28 日に「震災による内定取消訴訟」をテーマに第 61 回公演を行い延べ 900 名弱の観衆が集まりました。また八幡小への出前公演も行いました。「俱楽部国際法」は前期準決勝まで、後期全体 5 位の成績でした。「法社会学研究会」は前期に「医事法」・後期は「都市と交通」をテーマに活動し、後期にはフィールドワークを仙台市役所で実施しました。「萩法研究会」は 2 月から 4 月にかけて 27 名の弁護士を講師に 49 名の学生指導を実施しました。今期は研究会を夏場に実施することでより多くの学生に参加してもらえるよう計画しています。

(4) 平成 25 年度版同窓会名簿が完成します！

同窓会は全国各地でさまざまに活動していますが、そのような情報をお届けするにも名簿データーがきちんとしていることが必要不可欠です。昨年の会報送付時にお願いしました名簿データーの確認作業へのご協力真にありがとうございます。また、多数の皆様から「広告・協賛」「名簿購入」予約申し込みを頂き、編集作業への大きな支えとなりました。しかしながら、上記予算案にありますように発行費用をすべて賄える状況にはありません。現在最終段階での詰めの作業が順調に進んでおります。予定では、11 月 6 日発行となります。5 年ぶりの名簿刊行でデーターもかなり補正されています。ご自身のネットワーク拡大・同窓生の絆の有効活用等のお役に立てると確信しております。今回再度ご購入についてのご案内を差し上げますので、まだ申し込まれていない方もできるだけご購入下さるよう重ねてお願い致します。

再三繰り返し申し上げておりますが、名簿データーは同窓会活動の周知徹底に必要不可欠であり、文字通り同窓会組織の生命線です。個人情報保護については万全の注意を払って、㈱廣済堂と機密保護・保持契約を締結して管理しております。また、名簿の頒布はあくまでも同窓会内部に限定しており、第三者への開示は、本会各支部・同期会幹事・法学研究科・萩友会（地域行事案内）からの個別依頼に限定・対応しています。

佐々木新支部長から小野支部長、古内副支部長への深謝を含めた御挨拶と成田新副支部長の乾杯のご発声により、12年ぶりの宴が開始されました。

当支部は、青森県庁及び地元金融機関の在職者が多く、また、幅広い年齢層からの参加となりました。が、フレッシュな平成24年卒業者3名、初参加となる女子卒業者5名、参加いただいたことなどにより、宴が進むにつれ、老若男女の垣根を越え、法学部同窓生として親睦を深めることができました。

最後に、井畠明夫氏による歌独唱のサプライズに続き、在学当時応援団長として活躍した畔上誠吾氏（H8）の音頭によ

り、女子卒業者も5名参加いただいたことなどにより、宴が進むにつれ、老若男女の垣根を越え、法学部同窓生として親睦を深めることができました。

支部行事のメインは年一回の総会であるが、開催されるのが七月下旬のため、この会報が配布される頃には平成二十五年度の総会が開かれていることになり、この記事は一年遅れの便りになってしまいます。

平成二十四年七月三十一日に開催された支部総会は出席者四十三名の大盛会となつた。

来賓には水野法学部長、清水事務局長、佐竹秋田県知事を迎えた。佐竹知事は、工学部（S



四六卒）であるが同窓会出席の八割近くが県庁職員であることから来賓として迎えているものである。一時崩していた体調も

り「青葉燃ゆる」を全員で元気よく齊唱し、盛況のうちに御開宴となりました。

今後も、この青森の地において、年齢、職域を越えた「法学部同窓生」の貴重な交流の場として継続していただたらと心より願っております。

(H9年卒)

秋田支部

嵯峨正博



（S50卒）は、民放テレビでのコメントーターとして活躍中であり、三浦正隆三種町長（S52卒）も脂ののりきった順調な活動で、法学部同窓会の実質的牽引者である山田芳浩（S53卒）は四月、県の企画振興部長となり尚一層の活躍が期待される等、秋田支部同窓会員は今年も大いに活躍してくれそうだ。

（S31年卒）

岩手支部

【平成24年度岩手支部
総会開催される】

佐野淳

回復しての出席で、かつ、ロシアのブーチン大統領に秋田犬を贈り、返礼としてシベリア猫を贈られるということでマスコミの話題となつたこともあり、盛会の一因となつた。

特記事項は懇親会終了後の二

次会で、水野学部長が「私は百恵世代よ」と言って山口百恵の「イミテーションゴールド」を歌つたことである。思い出に残

る印象深い会となつた。

（S45卒）は、岡崎事務局長補佐からご挨拶をいただき、同窓会の動向、とくに片平キャンバースの変貌ぶりなどについて、興味深いお話をいただいた。千葉平成24年7月13日（金）午後6時からホテルメトロポリタン盛岡ニューウィングにおいて開催された。昨年度は大震災の影響で開催できなかつたため、2年ぶりの開催となつたが、当日は

今年の春の県知事選挙では、佐竹知事が県政史上初めての無投票再選となつた。

松浦秀和秋田経済研究所長（S50卒）は、民放テレビでのコメントーターとして活躍中であり、三浦正隆三種町長（S52卒）の挨拶に続き、水野同

52年卒）の挨拶に続き、水野同窓会長から、震災後の後輩学生によるボランティア活動の様子など、興味深い母校の動向につ入った。議事では平成22年度

及び23年度の決算を承認したほか、役員（任期2年）の選出を行い、健康上の問題等もあり砂山支部長の勇退を承認し、後任に相原正明副支部長（S45卒）を選出し、閉会した。その後、恒例の集合写真を撮影し、お待ちかねの懇親会を開会した。

懇親会では、岡崎事務局長補佐からご挨拶をいただき、同窓会の動向、とくに片平キャンバースの変貌ぶりなどについて、興味深いお話をいただいた。千葉茂樹岩手県副知事（S52年卒）

（S52年卒）の乾杯の後、各自の近況報告を卒業年次の若い順に行い、終始和氣藹々とした雰囲気で会は進行した。

例年、年配会員からは、人生訓等含蓄あるお話を伺うことが

できるが、本年度はそれにも増して大震災関係のお話が多く、陸前高田市で被災し、命からがら逃げた話には、皆が息をのんだ。また、ボランティア活動に積極的に関わっておられる方も非常に勉強になる話を伺うことが出来た。現職会員は仕事の話題が中心ではあったが、震災後の復興にいかに関わってきるかを意識している会員が多かったことは心強く感じた。

終えることが出来た。
中堅・若年会員の総会出席が少ないと、今後とも、本部からの御来賓をお招きするなどの工夫を凝らし、より多くの会員の総会への出席を確保するなど、産業・金融・学術・法曹・公務等の各分野や各世代の良き交流の場となつてきている当支部の発展を心がけたいと思つて

いる。

廣田淳副支部長

(S50年卒)の中継

めでお開きとなつた

今回の総会である

が、満足気にお会場を

後にする大先輩方の姿を見るにつけて、毎年開催している総会・懇親会での楽しさを期したところである。

(岩手支部事務局長
S57年卒)



東北大学法学部同窓会岩手支部総会 平成24年7月13日 於 ホテルメトロポリタン盛岡NEW WING

方から、意義深い話が聞けるのが、当会の特長と再認識したところであり、大盛況の中で会を終えることが出来た。

中堅・若年会員の総会出席があるが、今後とも、本部からの御来賓をお招きするなどの工夫を凝らし、より多くの会員の総会への出席を確保するなど、産業・金融・学術・法曹・公務等の各分野や各世代の良き交流の場となつてきている当支部の発展を心がけたいと思つて

いる。

十一月九日(金)、法華クラブで開催。会員六三名が出席、最年長の先輩は勅使河原安夫氏

(S24)で、八七歳のご高齢ながら今でも現役の弁護士として活躍をしておられ、元気なお顔を見せました。今年から同窓会の理事を退任されるということで、急遽会場より、支部顧問に就任頂きたいとの声が挙がり、満場一致で承認され、ご本人から「命ある限り、同窓会には出席する覚悟である」との力強いご挨拶を頂戴し、後輩一同大変感激いたしました。

が、満足気にお会場を後にする大先輩方の姿を見るにつけて、毎年開催している総会・懇親会での楽しさを期したところである。

水野紀子同窓会会长

で、小田滋名譽教授が文化勲章受章、阿部純二、太田知行両名誉教授が叙勲されたことにお祝いの言葉を述べました。第二部の懇親会は、勅使河原先輩の乾

杯のご発声でスタート、歓談の中で、阿見孝雄(S44)、宇留賀孝男(S50)、大森克之(S60)、佐藤幸代(H5)、伊藤佑紀(H一八院卒)各氏の新理事就任の紹介がありました。また、泉山禎治氏(S30)他各

（模擬裁判実行委員会）佐藤智哉、(「東北法学」刊行会)加藤

宮城支部



二 第七回東北芝蘭会総会開催

中で、「H一八年設立・東北プロック居住の法学部OG約二三〇名がメンバー・藤田紀子(S43)会長】



年代別の代表者がご挨拶の後、招待された現役学生の皆さん..裁等で現役として活躍している会員一四名が出席。来賓として雄大、(無料調停相談所)田中館梨奈、(俱楽部国際法)沼田真志..が元気よく挨拶し、大きな拍手を浴びました。最後に田沼精治副支部長(S34)が「若い年代の出席が多くなつたのは大変喜ばしい。共に力を合せ、東北復興のために頑張ろう」ととなので、急遽会場より、支部の閉会挨拶があり、締め括りとなりました。

西垣学長から「税と社会保障の問題を見せました。今年から同窓会の理事を退任されるというこの問題に就任頂きたいとの声が挙がり、満場一致で承認され、ご本人から「命ある限り、同窓会には出席する覚悟である」との力強いご挨拶を頂戴し、後輩一同大変感激いたしました。

※今回総会から参加費のほかに@五〇〇円の支部運営協力金を拠出頂くことになりました。

二 第七回東北芝蘭会総会開催

中で、「H一八年設立・東北プロック居住の法学部OG約二三〇名がメンバー・藤田紀子(S43)会長】

九月二五日(火)、法華クラブで開催。法曹界、宮城県庁、

口を云われるのも宜なるかなと
いう感じでした。

三 役員幹事懇談会

在仙会員所属の主要職域グループ（宮城県庁・仙台市役所・七十七銀行・東北電力・法曹界）、東北芝蘭会、法科大学院部会の計七グループの世話役担当幹事と同窓会役員及び法学科部の先生方が一堂に会し、親しく交流する貴重な機会として半年毎に開催しております。また、上期会では西本健太郎准教授（国際法担当）に「現代海洋法の歴史的



形成過程」、下期会では白井正和准教授（商法担当）に「持合解消信託をめぐる会社法上の問題」と題して卓話をして頂きました。第二部の懇親会では、現役バリバリの各幹事より近況報告を聞きながら、楽しく杯を交わしました。

（宮城支部事務局長

酒井昌弘 S 43年卒）

方方が一堂に会し、親しく交流する貴重な機会として半年毎に開催しております。また、上期会では西本健太郎准教授（国際法

福島支部

「福島支部総会を開催いたしました」

平成24年10月26日（金）に第

33回東北大法同窓会福島

支部総会が開催され、支部会員21名の出席のもと、平成23年度事業報告及び決算の承認並びに平成24年度事業計画及び予算の審議などの支部運営の基本となる案件を御審議いただきました。

総会懇親会には、同窓会本部から蘆立 順美法学研究科准教授（知的財産法）と清水常任理事務局長にお越しいただきまし

た。同窓会他支部の活動状況をはじめ、模擬裁判や法律相談などの学生の活動など学内の近況についてお話しいただきました。

懇親会には21名の支部会員が参加いたしました。法曹界、民間企業、行政分野などでそれぞれ御活躍されている方が、分野を超えて、そして世代を超えて一堂に会し、交流を深めることができるのが同窓会の大きな魅力のひとつです。今回の懇親

会でも、大いに交流を深めることができたのではないでしょう。

福島支部としましては、引き続き支部長以下、支部会員の皆様の皆様には是非御参加ください。恒例となつております小講義と

北京大学法学科や同窓会本部との絆を一層強めるべく活動をしてまいります。

会員の皆様どなたでも気軽に参加できるよう、そして、参考していただいた方には、また来年も参加したいと思えるよう

会員の皆様どなたでも気軽に参加できるよう、そして、参考していただいた方には、また来年も参加したいと思えるよう



東京支部

点が線になり、にぎやかに140名参加の総会

薬師寺 宏子

平成24年度の東京支部会総会は、同窓会本部と合同で11月2日（金）午後6時より、学士会館202号室にて開催されました。催してまいりたいと思います。

今年度の福島支部総会・懇親会も10月下旬頃の開催を予定しております。日程等が決定いたしましたら、御案内いたします。

本部総会では、水野紀子同窓会会長より最近の母校と学生についてのお話がありました。「震災直後に司法試験を受けた学生も大変であったが、その後の混乱期に準備しなければならなかつた学生は更に大変であつ

ます。（是非一度足を運んでみていただければ幸いです。）

なお、事務局の不手際により、萬一お知らせが届かないような場合には、末尾の番号まで御連絡ください。会員の皆様の多数の御参加を心よりお待ちしております。

（支部事務局担当 濱津 篤

（はまつ あつし）H.5年

TEL 024-944-4470（自宅）
090-3121-6809（携帯）

た」と、学生を温かく見守る会長からの近況報告でした。引き続き、清水廣行本部事務局長より会務報告があり、その後、東京支部総会に移りました。今年は清野会長が海外出張の為欠席で、大変残念でしたが、『海外との大切な会議に要人として行つておられ、グローバルに活躍されている方を会長に戴いていることは誇らしい』と庄司名誉会長よりのお話がありました。

若手の理事の方々の頑張りと平成20年卒以降の会員の参加費減額という設定も効を奏して、

140名の出席。これ以上増えると会場の検討が必要かもという声が聞かれるほどの盛況でした。

続いて部屋を201号室に移しての懇親会。

今回は、今までで最大の年、安田麻子さん（平成10年）、星内義也さん（平成13年）、星野公紀さん（平成22年）の方々が理事に加わりました。

いのではないでしょうか。首都圈在住の多くの同窓生の皆さまにご参加いただき、「宮城の今」に耳を傾け、応援しましょう。

（東京支部会事務局次長S58年卒）田寿（昭和55年卒）さんの理事と内藤俊彦（昭和40年卒）を呼びかけ人に、開催通知を発送しました。

十一月十日、新潟グランドホテルで開催された総会及び懇親会は、大内孝東北大学大学院

新潟支部の活動不振の理由に

新潟支部の活動は、昭和五十九年に新津義雄支部長と小島康裕事務局長のご尽力で再建されたが、平成三年以来活動を停止していた。然るに、平成二十三年十二月に新津支部長が、二十四年三月には小島事務局長が、相次いで逝去されるという不幸に見舞われた。

新潟支部の活動不振の理由に

新潟支部の活動不振の理由に



新たに、藤原幸一郎さん（昭和52年）、松原明紀さん（昭和60年）、岩本和広さん（平成4年）、田麻子さん（昭和8年）と安佐藤誠さん（平成8年）と安田麻子さんの若いお二人の進行も初々しくも頼もしく、宇野真人さん（昭和43年）による萩友会の紹介、近江孝文さん（昭和49年）のスピーチなど、終始和やかな話題溢れる懇親会となりました。

本年度総会は、来る11月8日（金）18時より、開催されます。（事務局長）の強いお勧めとご講演は立花貴さん（平成5年卒）。震災後宮城の雄勝町で「O

を加えて、支部再建について相

（事務局長）の強いお勧めとご指導のもと、有志の理事に内藤

告別式参列のため来新された清水廣行法医学部同窓会常任理事科大学院修了者）を追加するこ

となどが諮られ、承認された。

新潟支部活動再開

内藤俊彦

内藤俊彦

内藤俊彦

内藤俊彦

内藤俊彦

内藤俊彦

内藤俊彦

内藤俊彦

す。事務局は以下の通りです。

山田寿法律事務所

〒951-8062 新潟市

中央区西堀前通一番町703番地

西堀一番町ビル401号

TEL(025)228-4078

FAX(025)228-4151

なお、二十五年度の総会及び懇親会は十一月九日の予定で

す。詳細はおつて通知します。

(S40年卒)

東海支部

東海支部総会のご報告

梶田 晋

平成25年4月12日(金)午後6時30分から、名古屋駅前にあるホテルキャッスルプラザ2階「チャイナ&ダイニング」において、仙台から法医学部同窓会長の渡辺徳教授、及び同窓会本部の清水廣行事務局長にお越し

いただいて、恒例の東海支部同窓会及び懇親会が開催された。参加者は、上記お二人のほか、経和会(経済学部同窓会)から伊藤伍郎副会長、当支部会員が

なされ、満場一致で承認された。宴の最後は参加者全員が肩を組んで学生歌を合唱し、手締め

昭和29年卒の藤山祐司支部長か

ら平成22年卒の谷藤研会員まで

28名、合計31名であった。特筆すべきは、当支部会員の参加者

が昨年の18名から28名へと10名

増加するとともに、法曹界に偏っていた参加者の業種が少し

な、二十五年度の総会及び

懇親会は十一月九日の予定で

す。詳細はおつて通知します。

(S40年卒)

であろうか。複数の会員からは、今年は日程の都合がつかないが来年は是非参加したいとの連絡をいただいた。

まずは総会の議事に入ったが、

議題である決算承認の件は直ちに承認され、引き続いて渡辺同窓会長の乾杯のご発声で懇親会となつた。四卓に分かれての懇親であつたが、しばらくすると

あちこちで卓を越えて懇親の輪が広がつて近況の報告や交歓がなされ、例年行つている各自の近況報告が不要となるほどであつた。

中締めを前に、来年以降の開催日について4月は異動の時期であるので5月中旬の金曜日に

あります。

(H8年卒)

大阪支部

大阪支部同窓会報告

梅森史子

平成25年4月12日(金)午後6時30分から、名古屋駅前にある

渡辺徳教授、及び同窓会本

部の清水廣行事務局長にお越し

いただいて、恒例の東海支部同窓会及び懇親会が開催され

た。

参加者は、上記お二人のほか、

経和会(経済学部同窓会)から

伊藤伍郎副会長、当支部会員が

でお開きとなつた。

最後になりますが、この会報

昭和29年卒の藤山祐司支部長か

ら平成22年卒の谷藤研会員まで

28名、合計31名であった。特筆

すべきは、当支部会員の参加者

が昨年の18名から28名へと10名

増加するとともに、法曹界に

偏っていた参加者の業種が少し

な、二十五年度の総会及び

懇親会は十一月九日の予定で

す。詳細はおつて通知します。

(S40年卒)

であろうか。複数の会員からは、今年は日程の都合がつかないが来年は是非参加したいとの連絡をいただいた。

まずは総会の議事に入ったが、

議題である決算承認の件は直ちに承認され、引き続いて渡辺同窓会長の乾杯のご発声で懇親会となつた。四卓に分かれての懇親であつたが、しばらくすると

あちこちで卓を越えて懇親の輪が広がつて近況の報告や交歓がなされ、例年行つている各自の近況報告が不要となるほどであつた。

中締めを前に、来年以降の開

催日について4月は異動の時期

であるので5月中旬の金曜日に

あります。

(H8年卒)

大阪支部

大阪支部同窓会報告

梅森史子

平成25年4月12日(金)午後6時30分から、名古屋駅前にある

渡辺徳教授、及び同窓会本

部の清水廣行事務局長にお越し

いただいて、恒例の東海支部同

窓会及び懇親会が開催され

た。

参加者は、上記お二人のほか、

経和会(経済学部同窓会)から

伊藤伍郎副会長、当支部会員が

なされ、満場一致で承認された。

宴の最後は参加者全員が肩を

組んで学生歌を合唱し、手締め

子先輩の開会挨拶で、東北大学法学部大阪支部同窓会が開幕し

ました。

大阪とは思えぬ寒空にもかか

らず、昭和53年卒から平成22

年卒まで、43名の同窓生の皆様

に集まりました。つ

いに昭和卒と平成卒がほぼ同数

になりました。裁判官としてのプロ意

識の高さと、夫や父親としての

プライベートな一面を垣間見る

なり、昭和卒の皆様には、少

し寂しく感じられたかもしれません

せんが、幅広い年代が集まつた

からこそ、かえって有意義な集

いとなつたように思います。

そして、今年も、仙台から、

法学部同窓会長の水野紀子教

授、本部事務局長清水廣行先輩

にお越しいただきました。

水野教授からは、東日本大震

災から2年が経つ現在も、まだ

まだ震災は身近なもので、その

傷は深いといつた現状が語られ

ました。震災の影響でしようか、

平成25年度の法科大学院への入

学者が大幅に定員割れしたとい

う残念なお知らせもありまし

た。しかし、東北大法学院から

法科大学院へと進学した後輩の

司法試験合格率は高く、「東北

大学法学院は生きている」との

心強いお話をいただきました。

また、今年は、新たな試みと

からお話をいただきました。記念すべき第一回は、神戸地方裁判所所長、東京高等裁判所部総括判事等を歴任された前田順司

先生です。普段はなかなか知り得ない、裁判官としてのプロ意

識の高さと、夫や父親としての

プライベートな一面を垣間見る貴重な機会となりました。

昭和35年卒、長谷川欽哉先輩の音頭のもと、乾杯。例年にな

らって、出席者から近況報告も

貴重な機会となりました。



いたきました。関西で活躍する同窓生の近況をうかがい知ることは、身近に同窓生の少ない私たちにとって、大変励みになります。その合間に、各グループで、昔話に花を咲かせ、飲食しながら大いに盛り上がったことは言うまでもありません。

最後は、こちらも例年どおり、山本敏信先輩のエールで締め括りです。年に一度、こうして学生歌を歌い、大学生活に思いを馳せる、こんな機会はどうやつても他では得られないでしょ。

また、迫力満点のエールは必聴ですよ。

そこで、来年の予定です。来年の同窓会は、平成26年1月24日（金）午後7時から、お馴染みのスーパーードライ梅田（大阪・地下1階）での開催が決定しています。

幹事一同、一人でも多くの同窓生に参加いただき、少しでも有る取り組みなどをうかがいまして。併せて、東日本大震災発生の意義な時間をお過ごしいただけるよう、毎年、知恵を絞っていります。幹事一同の努力により免じて、今年出席いただいた皆様はもちろん、そうでない皆様も、来年は是非、ご出席ください。

（大阪支部理事 H16年卒）
【大阪支部連絡先】
東北大法学部同窓会大阪支部
支部長 弁護士 黒田京子
電話 06-6363-0068
黒田京子法律事務所内
大阪市北区西天満3-3-17
ルアンジュ南森501

広島支部

大浜寿美

広島支部では、平成24年6月2日午後5時30分より、第6回総会・懇親会を開催しました。昭和39年卒業の方から平成23年卒業の方まで、総勢22名が出席し、水野紀子同窓会長もお越しくなっての開催となりました。

総会では、水野紀子同窓会会长から、現在の仙台の様子や東北大学の被災者の方々に対する取り組みなどをうかがいました。併せて、東日本大震災発生の変わらない暖かさに「戻つてきただなか」との思いをかみしみました。先日は、東北大学

去の問題となつておらず、時の経過によりさらには複雑な問題も発生しており、東北大学としても学生も参加してその問題に対処していくこととした。出席者一同、あらためて東北の復興を願うとともに、東北大学の取り組みを応援しようとの思いを抱きました。

その後は懇親会となり、昭和40年代卒業の方々の楽しそうなご生

活ぶりや、平成20年代卒業の方々の社会に出たばかりのフレッシュ

な活躍などをお聞きまし

し、非常に楽しく過ごさせていたしました。

（午後4時30分～午後5時）



法科大学院部会総会報告 第1部 総会

（午後4時30分～午後5時）

三橋副部会長が司会進行を務め、伊藤部会長の挨拶で総会が開会しました。

院長挨拶では、佐藤隆之法科大学院長より東北大法科大学院の現況の報告がありました。

協議事項の一つ目は役員選任であります。伊藤部会長には伊藤会員、木山会員、三橋会員がそれぞれ再任されました。

学部の絆の強さを再認識したよ

うに思います。この暖かさ、絆

の強さをもつて、広島支部から、ぶりだつたのですが、広島支部の変わらない暖かさに「戻つてきただなか」との思いをかみしみました。先日は、東北大学

（H5年卒）

全国各地から参集し、東北大法科大学院長より東北大法科大学院の現況の報告がありました。

副部会長には細川会員、木山会員、三橋会員がそれぞれ再任されました。その後、今後の部会活動、萩法研究会、卒業生オフィスアワーについて、伊藤部会長、佐藤隆之法科大学院長よりそれぞれ説明があり、協議がなされました。

報告事項については、当日配布された部会名簿につき伊藤部

法科大学院部会総会報告 第2部

平成24年8月24日、東北大

法学部同窓会法科大学院部会（ロースクール同窓会）の総会及び講演会並びに懇親会が行わ

れましたので、以下、ご報告いたします。

おられた約20年間のゼミ生が全国各地から参集し、東北大法科大学院長より東北大法科大学院の現況の報告がありました。

（午後4時30分～午後5時）

協議事項の一つ目は役員選任であります。伊藤部会長には伊藤会員、木山会員、三橋会員がそれぞれ再任されました。

副部会長には細川会員、木山会員、三橋会員がそれぞれ再任されました。

その後、今後の部会活動、萩法研究会、卒業生オフィスアワーについて、伊藤部会長、佐藤隆之法科大学院長よりそれぞれ説明があり、協議がなされました。

報告事項については、当日配

会 報

会長から報告があつたほか、萩友会事務局の方から萩友会会員データベースの概要についてご報告いただきました。

最後に、須藤副部会長より閉会の挨拶があり、総会は閉会しました。

【第2部】講演会
(午後5時～午後6時30分)

総会終了後、藤宗和香先生の講演会が開催されました。

藤宗先生は、本学開校直後の平成16年4月から平成19年3月まで、実務家教員（検察官）として刑事実務演習等の講義で教鞭を執られ、平成21年4月からは立教大学法務研究科の教授をされております。

講演開始から会場はほぼ満席となり、講演に対する関心の高さが窺われました。

講演のテーマが進路に役立つ情報ということで、はじめに先

生が検察官を目指したきっかけとなつた「弁護士ペリー・メイスン」というドラマや修習時代に担当した事件についてお話をありました。

する検察官の役割等についてお話をありました。
最後に、当法科大学院修了生への期待の言葉をいただき、講演は終了しました。
その後の質疑応答では、検察官と立会事務官との関係や、印象に残つてゐる加害者等について参加者から質問があり、藤宗先生は一つ一つ丁寧に受け答えされていました。

今回の講演は、検察官の職務の内容を知る良い機会であり、また職務に対する藤宗先生の熱意も参加者に強く伝わったのであります。

在校生、修了生双方にとって非常に有意義な講演会になつたと 思います。

（講演のより詳細な内容は、同窓会HPに掲載されていますのでごらん下さい。）

【第3部】懇親会
(午後7時～午後9時)

講演会終了後、ベルエア会館で懇親会が行われました。

修了生、在校生並びに教員の先生方合わせて100名弱の参加があり、交流を深めました。

宮古・大槌・釜石、三陸海岸被災地視察ツアー

昨年秋、我々38年法卒31名は宮古浄土ヶ浜パークホテルを起点に被災地三陸海岸を訪れた。「この目で見よう被災地」と、盛岡からバスで北上山地を越え閉伊川沿いを「宮古」へ入った。宮古までの2時間の車中、東北電力会長の高橋宏明君から管内の地震・津波による被災状況報告・仙台高専講師の川村志厚君から福島から三陸各地の航空写真で見る津波来襲前後の変貌報

告 祐氏の9年来的指導で生まれた「釜石の奇蹟」の舞台となつた宮古東中学校」と隣接の「鵜

口防波堤」を2年前に完成させた。マグニチュード8.5を想定したこの最新防潮堤は静寂な湾口に点々と切れ切れに横たわっていた。この防潮堤の効果は津波の来襲を6

分間遅らせ、人命に貢献したとの評価で去る4月から490億円で再構築が始められていた。

翌日、バスはサンマの漁期に入つた宮古魚市場に寄つた、普段なら数十隻の漁船がサンマの荷下ろしをしてるはずが、寂しく1隻だけがトラックに荷下ろ

回顧会だより

していた。

町長が流された「大槌」は見渡す限り家屋・工場の流出跡地で、町役場・病院が無残な姿。

釜石市では1300人を超す死者・行方不明者が出ていた。だ

が次代を担う約3000人の住居小学校」は解体作業が進み、3階の窓に乗用車が突き刺さつたあの姿は取り払われていた。



東北大38年法卒同期会

居候小学校」は解体作業が進み、3階の窓に乗用車が突き刺さつたあの姿は取り払われていた。釜石市では1300人を超す死者・行方不明者が出ていた。だが次代を担う約3000人の住居小学校」は解体作業が進み、3階の窓に乗用車が突き刺さつたあの姿は取り払われていた。

3階の窓に乗用車が突き刺さつたあの姿は取り払われていた。釜石市では1300人を超す死者・行方不明者が出ていた。だが次代を担う約3000人の住居小学校」は解体作業が進み、3階の窓に乗用車が突き刺さつたあの姿は取り払われていた。

から地域住民の「避難所」として活躍、今では津波の再来に備え、身障者でも避難可能な避難道の整備に情熱を傾けている。女将はアメリカの「オトモダチ作戦」への返礼使節として渡米して帰国したばかりであったが、「奇跡の釜石で亡くなつた子供は身障者であつた」ことが頭から離れないでいるのだった。

今同期会は片平丁の「階段教室」を巢立つて以来50周年を前に、互いの健勝を確認しあつた。毎回発行の文集はタイトルに「下山の創造」と題し各自の寄稿を編集、当日ホテルで手渡された。今や人生下山の途上にある我々であるが、被災地の実態に触れ、列島の宿命に對峙し、幾らかでも後世に創造的な貢献をとの思いがある。

(幹事団代表・内山武司)

35J会 「35J会」開催される

昭和35年4月に法学部に入学した仲間は、毎年3月5日に35J会と称して、同級会を開催している。

（幹事団代表・内山武司）

鈴木守氏の指揮による学生歌斉唱、菊地一夫氏のプロ級の記念撮影の後、次期幹事は名簿「か」行の諸君に引継が行われた。

来年は卒業五十年の記念の年を迎えるため、ふるさと仙台に集まること

今年もまた3月5日東京駅近くの八重洲富士屋ホテルに、昨年より若干少なかつたが、37名が集まつた。幹事役は名簿「あ」わざわざ四国からの仲間、10年ぶりの仲間も参加してくれた。出席を予定しながら、体調を崩し、残念な連絡をよこした人もいた。

最初に、この1年で新たに故人となつた仲間に、互いの健勝を確認しあつた。毎回発行の文集はタイトルに「下山の創造」と題し各自の寄稿を編集、当日ホテルで手渡された。今や人生下山の途上にある我々であるが、被災地の実態に触れ、列島の宿命に對峙し、幾らかでも後世に創造的な貢献をとの思いがある。

（幹事団代表・内山武司）

最初に、この1年で新たに故人となつた仲間に含め、今は亡き同級生の昔をしのび、改めてご冥福を祈り、黙祷を捧げた。懇談会に入れば、入学当時の話、会社の話、趣味の話、ふるさと仙台の話、東日本大震災の話等話題は盛り沢山。アツという間の二時間。楽しい懇談と絆を深めることができた。

今年の同期会は、平成8年・10年ぶりの仲間も参加してくれた。出席を予定しながら、体調を崩し、残念な連絡をよこした人もいた。

最初に、この1年で新たに故人となつた仲間に含め、今は亡き同級生の昔をしのび、改めてご冥福を祈り、黙祷を捧げた。懇談会に入れば、入学当時の話、会社の話、趣味の話、ふるさと仙台の話、東日本大震災の話等話題は盛り沢山。アツという間の二時間。楽しい懇談と絆を深めることができた。

今年の同期会は、平成8年・10年ぶりの仲間も参加してくれた。出席を予定しながら、体調を崩し、残念な連絡をよこした人もいた。

最初に、この1年で新たに故人となつた仲間に含め、今は亡き同級生の昔をしのび、改めてご冥福を祈り、黙祷を捧げた。懇談会に入れば、入学当時の話、会社の話、趣味の話、ふるさと仙台の話、東日本大震災の話等話題は盛り沢山。アツという間の二時間。楽しい懇談と絆を深めることができた。

今年の同期会は、平成8年・10年ぶりの仲間も参加してくれた。出席を予定しながら、体調を崩し、残念な連絡をよこした人もいた。

今年の同期会は、平成8年・10年ぶりの仲間も参加してくれた。出席を予定しながら、体調を崩し、残念な連絡をよこした人もいた。

今年の同期会は、平成8年・10年ぶりの仲間も参加してくれた。出席を予定しながら、体調を崩し、残念な連絡をよこした人もいた。

今年の同期会は、平成8年・10年ぶりの仲間も参加してくれた。出席を予定しながら、体調を崩し、残念な連絡をよこした人もいた。

今年の同期会は、平成8年・10年ぶりの仲間も参加してくれた。出席を予定しながら、体調を崩し、残念な連絡をよこした人もいた。

今年の同期会は、平成8年・10年ぶりの仲間も参加してくれた。出席を予定しながら、体調を崩し、残念な連絡をよこした人もいた。

37J入学50周年同期会

37J会



グデーに合わせて10月6日7日の両日とした。

集合は片平キャンパス。モダ

ン建て替えられた北門食堂で

三々五々昼食を頂き、川内キャ

ンパス法学部第三講義室での講

演を聴講。吉田正志名誉教授に

仙台第2ワシントンホテル以来

16年ぶりの開催であった。

大学入学以来半世紀、古希を

迎えるという人生の大

きな節目の年に当たる

ことから、ごく自然に

声があがり、奥山君の

声掛けで準備がスター

ト。委員長は寺嶋君、

細部の実務は法学部同

窓会事務局を手伝つて

いる岡崎君に全面的に

頼ることとなつた。

本当に久しぶりの同

期会であったため、先

ずは名簿の整備から着手。法学部同窓会の名

簿をベースに案内対象

を絞り込んだ。入学者

143名、会の案内対象者は111名。参加

者は、44名であった。

参加できないが、寄付

で会を盛り上げてくれ

た方が、7名もいた。

開催日はホームカミング

会報

テーマは「仙台藩の流刑」。聴講する同期面々の目が心なしか輝いていたように見えた。私も、久しぶりに、心地よい緊張感を覚えた。

秋保温泉「岩沼屋」に向かう

途中青葉キャンパスを経由し、青葉城跡に立ち寄る。すっかり変わった市街地を眺め、感慨にふけっていた者も少なくなかつた。

懇親会は、岡崎君の軽妙な司

会、寺嶋委員長の挨拶で開始、乾杯発声は奈良から駆け付けた久保君。どの同期会でもそうだろうが近況スピーチがハイライト。司会者から孫と病気の話は喜寿のころか、その時は、復興ご法度・時間は1分厳守とされたためか、中身の濃い近況を知ることができた。

同期会の意義は色々あると思うが、同期諸君のいろんな話を聞く中で何となく元気になつている自分に気がついた。年取つたせいかもしれないが・・・

（委員 長坂武志記）

さて次回は5年後かそれとも仙台駅西口で12時過ぎに解散した。集つた会員の方々も全員に配布されました。喜酒の華やぎもあり、若き日の卷頭言「壊れものとしての人間」と「民法学は妥協と共生の秩序である」という学士会報の記事も全員に配布されました。政・官・学・法曹・実業など、経歴は区々ですが、こうして新旧相酌をしながら旧交を温め、現下の新しきを学び・語り合う機会は、老いてなお、恩師の学徳を共にできる法悦です。柿崎栄治さん（昭27卒）飯田さん小林さん（昭33卒）新山雄三さん（昭39卒）は初参加でした。皆さん、席上、交歎の会話も弾み、懐旧の意気旺んなるところを示され、私共

ことしの鎌倉中善会は、四月十三日（土）花と緑で春酣の晴天でした。40名の出席者でした。翌日は、大震災で津波に襲われた名取市閑上地区の見学。車中で奥山君から閑上地区の壊滅的な被災状況の説明を聞き、荒涼とした田んぼや残つた建物基礎などを見つめているうちに現場に到着。小高い日和山で一同

焼香し犠牲者のご冥福を心よりお祈りした。

東海林君は故郷山田町の震災遺児の学習支援活動を行うNPO法人立ち上げのために奔走されていました。

1年半たつてもほとんど全く変わっていない現実を目のあたりにして、3月11日のあの時の想いを全員が改めて確かめてくれたのではないかと思う。

雨宮キャンバス、星陵キャンパスをバスの中から望みながら仙台駅西口で12時過ぎに解散しました。

（妻も子も友のすべてもいま

春酒の華やぎもあり、若き日の卷頭言「壊れものとしての人間」と「民法学は妥協と共生の秩序である」という学士会報の記事も全員に配布されました。政・官・学・法曹・実業など、経歴は区々ですが、こうして新旧相酌をしながら旧交を温め、現下の新しきを学び・語り合う機会は、老いてなお、恩師の学徳を共にできる法悦です。柿崎栄治さん（昭35卒）ご夫妻に感謝しつつ、文責 秋山嵩（S36卒）

44回 プラマイ会定例会

昭和43年入学が47年卒業の仲間でプラマイ会を結成している。年に2回、東京にて定例会を開催しており、5年に一度は仙台での開催となつていて。昨年は仙台だった。今回は44回目、よく続いたものだ。場所は皇居の半蔵門に面した「ホテルグランドアーチ半蔵門」。大阪からも含め12名が集まつた。18時半には全員揃つての正式な開会となる。乾杯に続き、近況の

鎌倉や めぐれる春と
人の縁

沖和のつどい (鎌倉中善会)



		(平成二十四年度に判明された方) (敬称略)		逝去年月		(不明)		H24.3		H24.7		H24.9		H24.3		H24.3		
				卒年		矢田		岡本		小糸		奥山		村山		昭彦殿		
H23.8	H23.8	H20.3	H24.10	H24.9	H24.11	H24.6	H24.5	H24.5	H24.6	H24.6	H24.7	H24.10	H24.10	H24.6	H24.6	H24.6	H24.6	
古館	島山	土屋	信男殿	藤沢	大久殿	山邊	與夫殿	後藤不三夫殿	平井	弘殿	中村	一郎殿	幸田	辰雄殿	戸崎	銳弥殿	武田	幸治殿
S 30 3	S 30 3	S 30 3	S 30 3	H 25 1	H 25 1	H 23 9	H 24 1	H 23 10	H 23 9	H 24 1	H 24 2	H 25 2	H 25 1	H 23 11	H 24 10	(不明)	H 24 11	H 24 9
S 3 3	S 3 3	S 3 3	S 3 3	S 29 3	S 29 3	S 29 3	S 28 3	S 27 3	S 27 3	S 25 3	S 25 3	S 26 3	S 25 3	S 27 3	S 29 3	S 29 3	S 29 3	S 29 3
謹んでご冥福をお祈りいたします。																		

【会員の皆様へのお願い】

一、年会費(3000円)の振込は忘れない
前払の学生・特別会員を除く全員

二、「特別寄付金」の受付は、何時でもOKです
卒業年・氏名・特別寄付金であることを明記願います

三、住所変更・死亡通知などは、出来るだけ早く
本部事務局にて、原則として月・水・金の午前中受付
(TEL・FAX・メールいづれでもOK)

四、同窓会の役員になり、積極的に協力する
本部・支部・同期会・各種グループを問わない



編集後記

○今年は東北帝大に最初の女子学生が入学してちょうど100年になります。

法文学部に女子学生が登場するのは昭和4年の有賀美智子さんを嚆矢としま

すが、その苦労の様子が会報第15号に述べられています。(同窓会HPでご覧いただけます)新制法文学部になつてもそうした状況の中、復興予算の流用がいろいろと伝えられます。この国の官僚組織の隙あらば、貪欲に自分たちに都合よく利用しようとする姿勢には、常識見識はどこへ行つてしまつたのか開いた口が塞がりません。テーマの必要性は兎も角としても、流用してもやらねばならぬとする使命感は何でしょうか?

○4月から同窓会長が代わりました。前任水野先生には、2年間精力的に各地支部会合に参加いただき交流を深めることが出来ました。また同窓会運営にも色々と的確なご助言をいただき、本当にありがとうございました。

○このところ恩師の先生方の近著を数冊読ませていただきました。小田先生の「国際法の現場から」(シリーズ『自由伝』マイライフ・マイワールド)(ミネルヴァ書房)・藤田先生の「最高裁回想録－学者判事の七年半」(斐斐閣)・莊子先生の「人間と戦争－学徒兵の思想史」(朝日新聞出版)などです。いずれも膨大な資料・記録・記憶を駆使してのご著書で、注釈のつけ方など流石に学者ならではと感服いたしました。小田先生・藤田先生のご本は、当時の内幕背景などが忘憚無く記述されており興味深く読みました。莊子先生の割愛された部分が継続として待ち望まれます。機会があればお目通しください。

(清水)

○震災以来、「縁」が盛んに言われます。法文学部同窓会には、同学部出身・入学同期・ゼミ活動同窓・職業別窓会に聞き当たってみると、同窓会の活動を支え、明日の組織を強化するため、格段の理解・協力を頼りたいと思います。

○震災以来、「縁」が盛んに言われます。法文学部同窓会には、同学部出身・入学同期・ゼミ活動同窓・職業別窓会に聞き当たってみると、同窓会の活動を支え、明日の組織を強化するため、格段の理解・協力を頼りたいと思います。